

委員会および各部会、WG の状況（中間とりまとめ以降）

- ・ 中間とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況を記しています。

委員会

（ 1 ） 中間とりまとめ以降の状況

委員会（拡大委員会含む）

- 5/10：河川管理者からの質問事項の提出（委員会中間とりまとめ、淀川部会中間とりまとめ）
- 5/15：第 11 回委員会 質問内容についての意見交換
- 5/24,5/29：河川管理者からの質問事項の提出（琵琶湖部会中間とりまとめ、猪名川部会中間とりまとめ）
- 6/ 6：第 12 回委員会 質問内容についての意見交換（第 11 回に引き続き）
- 7/30：第 13 回委員会 今後の進め方等について議論
- 9/12：第 14 回委員会 最終提言の作成方針、素案を検討、主要論点について議論
- 11/13：拡大委員会 最終提言素案(021113 版)および住民意見聴取・反映に関する提言素案(021101 版)について意見交換
- * 12/ 5：第 15 回委員会 河川管理者としての府県との質疑応答および提言案(021129 版)に関する説明
- * 1/17:第 16 回委員会 提言案(030117 版)の確定と原案審議の進め方について意見交換
- 1/18：提言説明会 確定した提言の内容説明および提言について流域住民と意見交換
- 1/24：第 17 回委員会（拡大委員会） 河川管理者より「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第 1 稿）」の説明と意見交換および原案審議の進め方について意見交換

水需要管理WG

- 7/ 2：第 1 回水需要管理WG 寺田委員より利水の考え方の転換ポイントについて説明
- 7/ 8：第 2 回水需要管理WG 河川管理者よりフルプランについて説明
- 8/ 7：第 3 回水需要管理WG 自治体の農政担当者より農業用水の実態について説明
- 8/19：第 4 回水需要管理WG WG のとりまとめ方法、水質の問題について意見交換、一般の方より情報提供。
- 9/10：第 5 回水需要管理WG 9/12 委員会へ提出するWG とりまとめについて意見交換
- 9/30：第 6 回水需要管理WG 最終提言作業部会へ提出するWG とりまとめについての意見交換
- 10/22：第 7 回水需要管理WG 最終提言利水部分（3、4 章）素案について検討、とりまとめ

水位管理WG

- 6/26：第 1 回水位管理WG 今後の検討事項について議論
- 7/19：第 2 回水位管理WG 河川管理者より瀬田川洗堰における水位操作の現状と水位操作を行わない場合を 3 つのパターンでシミュレーションした結果の説明
- 7/23：第 3 回水位管理WG 河川管理者より洪水調節のルール、西野委員から「瀬田川洗堰水位操作規則の変更が琵琶湖の生態系に及ぼす影響」等について説明
- 8/ 5：第 4 回水位管理WG これまでのWG の検討内容について整理

- 8/23：第5回水位管理WG 西野委員、河川管理者より情報提供。これまでに収集した水位管理に関するデータや資料について意見交換
- 9/13：第6回水位管理WG 最終提言作業部会へ提出するWGとりまとめについての意見交換
- 10/ 2：第7回水位管理WG ダムと下流の問題、淀川大堰と下流について検討（最終提言素案については、メール等を通じて意見交換を行った）

ダムWG

- 8/29：第1回ダムWG WGの検討の前提、フレーム等について意見交換
- 9/19：第2回ダムWG 河川管理者よりダムの現状について情報提供
- 10/ 6：第3回ダムWG ダムに関する情報共有と河川整備の理念転換について意見交換
- 10/21：第4回ダムWG 最終提言素案について意見交換

一般意見聴取WG

- 9/11：第1回一般意見聴取WG 今後の進め方等について検討
- 10/ 7：第2回一般意見聴取WG 最終提言の目次の構成と内容等について意見交換
- 10/14：第3回一般意見聴取WG 最終提言作業部会へ提出するWG案について検討
- 10/21：第4回一般意見聴取WG 最終提言（一般意見聴取関連部分）素案について検討

水質WG

- 9/12：第14回委員会にて設立が決定
- 10/1：第1回水質WG 「河川整備計画」に書き込むべき水質の目標設定、具体的な対策などについて意見交換
- 10/19：第2回水質WG 最終提言3章（環境部分）、4章（水質部分）の素案について意見交換

最終提言作業部会

- 9/12：第14回委員会にて、運営会議（8/27）での決定事項（最終提言を運営会議メンバーおよび各委員会WGリーダーで構成する「最終提言作業部会」が主体となって取りまとめる）が了承された。
- 9/12：第1回最終提言作業部会 今後の進め方等について検討
- 9/28：第2回最終提言作業部会 目次案および素案の検討
- 10/10：第3回最終提言作業部会 最終提言素案についての検討（3章を中心に）
- 10/24：第4回最終提言作業部会 最終提言素案についての検討
- 11/25：提言のダム部分に関する検討会 提言のダム部分(4-6)について検討
- 11/27：第5回最終提言作業部会 最終提言素案(021113版)の修正について検討
- * 12/27：第6回最終提言作業部会 提言案(修正案 021129版)「4-6 ダムのあり方」の修正について検討
- * 1/ 7：第7回最終提言作業部会 提言(案)（修正案 021129+021217版）の修正について検討

（*は8頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

(2) ワーキンググループ及び作業部会メンバー

現在、以下のWG、作業部会が設立されている。(* = WG専任委員)

- 水需要管理WG : 今本委員(リーダー)、荻野委員、川上委員、宗宮委員、寺田委員、寺川委員、小尻委員*
- 水位管理WG : 榊屋委員(リーダー)、江頭委員、田中(哲)委員、谷田委員、西野委員、村上委員
- ダムWG : 池淵委員(リーダー)、今本委員、江頭委員、倉田委員、田中(真)委員、寺川委員、細川委員、本多委員、榊屋委員
- 一般意見聴取WG : 三田村委員(リーダー)、嘉田委員、川上委員、塚本委員、仁連委員、尾藤委員、畚野委員、村上委員、山村委員
- 水質WG : 宗宮委員(リーダー)、川上委員、中村委員、森下委員、矢野委員、和田委員
- 最終提言作業部会 : 今本委員(リーダー)、芦田委員長、川那部委員、寺田委員、米山委員、江頭委員、榊屋委員、池淵委員、三田村委員、宗宮委員、山村委員

(3) 今後の予定

2/24 : 第18回委員会(拡大委員会)

3/27 : 第19回委員会(拡大委員会)

2 琵琶湖部会

(1) 中間とりまとめ以降の状況

5/28～：河川管理者からの質問に関する委員の回答案を募集

6/4：第14回琵琶湖部会

現地視察（高時川上流部（丹生ダムサイトから源流部にかけて））

一般意見の聴取の試行（高時川流域の住民との意見聴取）

河川管理者からの質問事項への対応検討

6/17：第15回琵琶湖部会

河川管理者からの質問事項への回答・対応方向の検討

～6/28：委員から回答案を提出（欠席予定者については、必ず回答案を作成）

ワーキングの作成の是非、今後の活動内容等についても意見を募集

各委員からの回答を踏まえ、河川管理者が質問を選定し再度提出

7/4：第16回琵琶湖部会 委員と河川管理者との意見交換

8/8：第17回琵琶湖部会 委員会WGに関する情報共有、治水に関する情報提供、今後の進め方の検討

9/22：現地調査 丹生ダム建設予定地周辺の視察、参加者による懇談会

10/3：第18回琵琶湖部会 最終提言に関する意見交換

11/4：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会 「あすの琵琶湖とその集水域の管理に向けて」をテーマに一般の方々からの意見発表と質疑応答

* 11/9：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会 「あすの琵琶湖とその集水域の管理に向けて」をテーマに一般の方々からの意見発表と質疑応答

* "：第19回琵琶湖部会 最終提言素案(021028版)、住民意見の聴取・反映に関する提言素案(021101版)に対する意見交換

* 12/14：第20回琵琶湖部会 提言案(修正案 021129版)および一般意見聴取の方法に関して意見交換

（*は8頁以降の「結果概要」「結果報告」を参照下さい）

(2) 論点別検討班（WG）の設立

第16回部会（7/4）にて一般意見聴取、反映に関する検討班（WG）を設置することが決定し、第17回部会（8/8）にてメンバーが下記のとおり決定した。また、第17回部会において、最終提言に向けて文章を調整、推敲する検討班を設置することが決定し、中村委員と中村委員が指名する1名の委員で構成することが確認された。

<一般意見聴取、反映に関する検討班 メンバー>

嘉田委員、仁連委員、三田村委員、村上委員

<最終提言に向けて文章を調整、推敲する検討班 メンバー>

中村委員、川端委員

(3) 今後の予定

1/29：第21回部会

2/24：第18回委員会（拡大委員会）

3/27：第19回委員会（拡大委員会）

3 淀川部会

(1) 中間とりまとめ以降の状況

～5/17：各委員より河川管理者の質問事項への回答案を募集

5/18：午前 論点別WG 午後 部会検討会

河川管理者からの質問事項への対応等を検討

5/27：第15回淀川部会 河川管理者との意見交換

6/16：論点別WG、部会検討会

6/24：第16回淀川部会 河川管理者との意見交換

7/2、7/15：作業部会にて河川管理者への回答、中間とりまとめの修正等を検討

7/31：第17回淀川部会 治水の考え方について河川管理者と意見交換

8/28：第1回現地対話集会（八幡市） 洪水防御、防災をテーマに関係者、住民との意見交換

9/7：第2回現地対話集会（枚方市） 高水敷利用及び環境・水質・生態系をテーマに関係者、住民との意見交換

9/20：第3回現地対話集会（京都市） 水需要管理をテーマに関係者、住民との意見交換

9/24：第18回淀川部会 最終提言素案主要論点（治水）について、および、一般意見聴取・反映方法について議論

10/29：第19回淀川部会 最終提言素案(021028版)について意見交換

*12/13：第20回淀川部会 提言案（修正案021129版）について意見交換

（*は8頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

(2) 論点別検討班（WG）の設立

5/11：第2回部会検討会にて、部会委員で論点別検討班を作り、以下の主要な論点を検討することを決定。

- a．水需要管理・水利権：荻野委員（リーダー）、寺田部会長、原田委員、渡辺委員
- b．高水敷の利用問題（本来の川らしさ）：紀平委員（リーダー）、有馬委員、塚本委員、榎村委員、梶屋部会長代理
- c．洪水防御、防災（ダム問題含む）：梶屋部会長代理（リーダー）、今本委員、大手委員、小竹委員、山本委員
- d．環境、水質（ダム問題含む）：川上委員（リーダー）、田中委員、谷田委員、長田委員、山岸委員、和田委員

(3) 今後の予定

2/24：第18回委員会（拡大委員会）

3/27：第19回委員会（拡大委員会）

4 猪名川部会

(1) 中間とりまとめ以降の状況

～6/9：各委員より所属WGごとに河川管理者の質問事項への回答案を募集

6/11：第11回猪名川部会 河川管理者との意見交換

6/28：論点別WG、部会検討会

河川管理者からの質問事項への対応等を検討し、主な質問に対するWGとしての回答案を決定した。

7/11：第12回猪名川部会 河川管理者との意見交換

WG回答案をもとに意見交換を行った

8/2：現地フィールドワーク（実際に猪名川周辺を歩きながら流域住民に意見を伺う）

8/20：第13回部会 今後の進め方、治水に関する河川管理者からの情報提供と意見交換を予定

9/21：現地意見交換会 猪名川について関係者、住民との意見交換

10/1：第14回猪名川部会 最終提言の主要論点に関する情報共有および意見交換

10/17：第15回猪名川部会 最終提言の主要論点に関する情報共有および意見交換

11/8：第16回猪名川部会 最終提言素案(021028版)について意見交換

*12/12：第17回猪名川部会 提言案（修正案021129版）について意見交換

（*は8頁以降の「結果概要」「結果報告」を参照下さい）

(2) 論点別検討班（WG）の設立

6/11：第11回猪名川部会終了後、部会委員で論点別検討班を作り、主要な論点を検討することを決定。

a. 治水：池淵部会長代理（リーダー）、田中哲夫委員、畚野委員、（尾藤委員*）

b. 利水：本多委員（リーダー）、畑委員、細川委員、森下委員、矢野委員

c. 利用・環境：松本委員（リーダー）、服部委員、東山委員、米山部会長、（吉田委員*）

（*は部会長からの依頼により参加されている猪名川部会以外の委員）

・原則非公開とし、議論の結果等は公表する。各WGに外部の専門家を入れることも検討する。また、必要な場合には河川管理者も議論に参加いただく。

(3) 今後の予定

2/24：第18回委員会（拡大委員会）

3/27：第19回委員会（拡大委員会）

委員会・各部会 結果概要、結果報告

< 委員会 >

委員会

- 第 15 回委員会（拡大）（2002.12.5 開催）結果概要（暫定版）…………… 8
* 第 16 回委員会（2003.1.17 開催）結果報告…………… 17

最終提言作業部会

- 第 6 回最終提言作業部会（2002.12.27 開催）結果報告…………… 18
第 7 回最終提言作業部会（2003.1.7 開催）結果報告…………… 20

< 琵琶湖部会 >

- 琵琶湖部会意見聴取試行の会（2002.11.4 開催）結果概要…………… 21
琵琶湖部会意見聴取試行の会（2002.11.9 開催）結果概要…………… 26
第 20 回琵琶湖部会（2002.12.14 開催）結果概要（暫定版）…………… 31

< 淀川部会 >

- 第 20 回淀川部会（2002.12.13 開催）結果概要（暫定版）…………… 35

< 猪名川部会 >

- 第 17 回猪名川部会（2002.12.12 開催）結果概要（暫定版）…………… 39

注：* 印のものは、結果概要作成中につき結果報告となっています。

淀川水系流域委員会 第 15 回委員会 結果概要（暫定版）

開催日時：2002 年 12 月 5 日（木） 13：00～17：15

場 所：カラスマプラザ 21 8 階 大・中ホール

参加者数：委員 17 名、河川管理者 21 名、委員傍聴者 1 名、一般傍聴者 263 名

1 決定事項

- ・第 16 回委員会(1 月 17 日開催)で河川管理者に提出する提言（案）をとりまとめる。
- ・来年 1 月末までの委員の任期を更新する。

2 審議の概要

部会および委員会 WG からの状況報告

資料 1-1 を用いて庶務より報告が行われた。

河川管理者としての府県との質疑応答

各府県からの意見発表後、委員との質疑応答が行われた。

三重県：木津川上流域の治水の現状と、上野遊水地整備・引き堤による河道面積拡大・川上ダム完成をセットにした治水対策の必要性等

滋賀県：県の河川整備の現状と考え方、提言(案)に対する意見(プラス面の評価も、最低限の治水安全度は確保すべき、水需要管理の具体策、選択肢の 1 つとしてダムを含めた総合的な議論の必要性)、国との意思疎通の必要性等。

京都府：幅広い提言を受けた時間・費用・技術面でバランスとれた計画の必要性、これまでの施策の評価・分析の必要性、等。

大阪府：ダムの考え方について（選択肢の 1 つとしての総合的な判断、自然への配慮・地域の状況等の考慮を）、河川敷利用に対する市民ニーズの大きさへの配慮を。

兵庫県：狭窄部の取り扱い(下流に影響のない範囲で段階的に開削等)、ダムは最初から排除せず各河川の状況を踏まえ総合的に判断を、ハイブリッド型堤防については慎重な検討を。

奈良県：ダムは治水・利水両方に活用され有効な河川整備手段、狭窄部への対応も含めて個々に判断を。水害の連鎖は直轄区間固有の課題では。

提言についての理解に差がある。治水においては安全性を低めようとは考えていないし、ダムの建設を全面的に否定しているわけでもない。(委員)

自然の狭窄部を開削するのは不自然。(委員)

今までダメだった部分を変えて行こうと言うこの提言の趣旨をくみ取って欲しい。(委員)

提言（案）に関する意見交換

資料 3-2「淀川水系流域委員会提言（案）(修正案 021129 版)」資料 3-2 補足「提言案 021113 版から 021129 版への主な修正点について」を元に、最終提言作業部会リーダー今本委員から説明があり、意見交換が行われた。

・関係省庁との連携についての記述の充実を(委員)

・「順応的」についての具体的な提言が必要だろう(委員)

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名から、提言（案）についてダムについての表現の修正意見、整備計画決定までの期間の延長の要望、寄せられた意見への対応等についての発言があった。

河川管理者からの報告

次の部会からは河川整備計画原案に関する現時点での資料を各委員に配布したい。また、来年1月末で切れる任期については更新（2年）をお願いしたい。

次回の委員会で提言はまとまるが、内容に大きな変化はないと考えられるので実質的な作業を進め、説明をお願いしたい（委員長）。

3 主な意見

河川管理者としての府県からの意見発表

河川管理者としての各府県の河川整備の現状や提言（案）に関して意見発表頂いた後、委員との質疑応答が行われた。

三重県（県土整備部 柴原河川チームマネージャー）

木津川上流域の治水の現状と川上ダムの完成、引き堤による河道面積の拡大、上野遊水地整備をセットにした治水対策の必要性等について

- ・木津川上流域では、狭窄部である岩倉峡の存在を前提として、上野遊水地整備、中流部の補助区間の引き堤による河道面積の拡大、木津川上流の洪水流量を調整する川上ダムをセットにした事業を推進してきた。上野遊水地では土地利用上、上野市の発展の可能性を奪うものであり、土地所有者の犠牲と理解により事業を進めている。
- ・無堤区間や堤防高が確保されていない地域が存在している木津川上流部では、洪水調節機能を持つ川上ダムの早期建設は治水計画の根幹であると考えている。委員会が提言している「堤防強化とダム見直し」では、一時改修が終わっていない地域などにおいては、住民の合意も得られない。
- ・狭窄部の開削を行わないままの状態では、上流域だけに負担を強いることになり、上流と下流の治水安全度に差ができてしまう。B/Cを考慮して下流域の整備が優遇され、上流域の浸水被害対策が後回しにされるのは、数の論理ではない。
- ・地域特性に応じた治水計画が重要であり、木津川上流域では、上野遊水地・川上ダム・無堤部の築堤をセットにした治水対策が不可欠であると考えている。

滋賀県（土木交通部 澤野河港課長）

県の河川整備の現状と考え方、提言（案）に対する意見、国との意思疎通の必要性等について

- ・昔の自然環境は昔の社会や暮らしを前提としているが、今後は、現在に基準を置き、従来のかかわりの中で得たもの・失ったものを総括した上で、現時点でどのように、人、社会、調和させるかを議論すべき。
- ・洪水被害を防ぎ、川から恵みを得るために、人は様々な努力を川に働きかけてきた。そういう意味で「里川」が原点である。
- ・人は、川が自然のままに振る舞うことをある程度制御することによって、社会生活を営むことができるようになった。人を生態系の一員に過ぎないとし、自然に全てをゆだねることはできない。洪水や渇水など、非常時の対応とあわせて、平常時の川や湖の機能、自然環境を考えた計画づくりを行うべき。
- ・社会として最低限確保すべき、治水安全度の議論が必要だ。最低限の安全度を確保することは、流域住民との合意の元、行政（河川管理者）が行うべき責務である。よって、地域特性に応じた計画洪水を設定し、整備を行うことにより、全体的な安全度を向上させるとともに、計画以上の洪水（超過洪水）にどう対応するかを考えておくべきである。また、洪水氾濫の誘導やハイブリッド堤防についても慎重な議論が必要。

- ・利水について、最低限の安全度を議論すべきである。また、過去において、必要な水を確保できたことにより、便利で衛生的な生活が実現し、豊かな水を背景とした日本文化が生まれた。そのような中で、節水型の生活様式とは具体的にどういうものか、どこを変えるのか。また、どれだけ水需要が抑制でき、どのようにして現実の水供給計画に反映させるのか。水需要管理について、具体的な内容を提案すべきだ。
- ・個別のダムをめぐり、これまでの経過の中で、すでに行政責任が生じている。具体的検討がないまま、安易に見直し議論をすることに地元は不信・不満・不安を抱いている。地元を含めた幅広い議論が必要。国の河川整備計画策定の際に県との十分な意志疎通をお願いしたい。

京都府（土木建築部 鈴木河川課長）

幅広い提言を受けた時間・費用・技術面でバランスとれた計画の必要性、これまでの施策の評価・分析の必要性等について

- ・狭窄部の取り扱いに関しては、地域の地理的、歴史的経緯を踏まえ、総合的に見て最善となる対応が必要である。
- ・京都府では、下流からの河川改修が実施されてきているが、現在もいまだ整備の途上にある。現状としては、上流と下流で浸水頻度に大きな差があるため、今後も、破堤回避対策に加えて、一定水準の浸水対策が必要である。
- ・提言には、直轄区間だけにとどまらない幅広い流域全体に関わる内容にまで触れられている。今後、提言を受けた河川管理者は河川整備計画原案の作成にあたることになるが、その際には、時間的な制約、技術的な制約などを検討した上で、より具体的に河川管理者としての考えを提示していく必要があるだろう。

<主な意見交換>

委員：提言についての理解に差がある。治水においては、安全性が低くなるとは考えていない。破堤すれば壊滅的な被害が発生するので、それについても対応していこうということだ。また、ダムの建設を全面的に否定しているわけでもない。ダム以外に選択肢がない限り、ダムを抑制していくという方針は、世界的な潮流にも合致している。

滋賀県：予想を超えるような降雨については、提言にある通り、対応していかなければならないと思っている。しかし問題は、今後、具体的な河川整備計画を考えていく中で、どのような優先順位で整備を進めていくかにあると考えている。

委員：それを考えるのが、河川管理者の仕事ではないか。委員会には具体的な方法を提案する能力はないし、そもそも具体的手法について指摘することが、委員会の仕事として適切かどうか、疑問に思う。

委員：ここ十数年来増加している人口の生活や社会経済活動を支え続けていくために、水を安定供給していく必要があるとし、さらに水需要管理や節水の効果について疑問を呈している滋賀県の考え方そのものが、理解しがたい。

滋賀県：決して無駄に水を使いたいということではない。衛生面や豊かな生活を営んでいく上で必要な水もあるので、それらを踏まえた具体的な議論が必要ではないかという趣旨の意見である。

委員：過去において、最善だと思って努力したことが、現在から見れば、最善ではなかった。そこを考え直さなければならないのではないかと。河川法の改正そのものが、このような観点から行われたことも確かだろう。河川管理者が河川整備計画を考える際には、過去の治水・利水・環境について反省した上で、新しい河川整備計画をつくって頂きたい。

滋賀県：負の面だけを見て全否定するのではなく、正負の両面を見ながら過去を反省し、今後の河川整備を考えていきたいと思っている。

委員：提言素案 021129 版の大きな変更点として、従来の目次構成が〔環境 治水 利水 利用〕に変更された点があげられる。この点をご認識して頂きたいと思う。

大阪府（土木部河川室 中坂参事）

総合行政を行っている立場から、ダムの取り扱いと高水敷利用に関する行政の継続性についての意見

- ・大阪府では治水対策を考えるにあたり、地形などの自然条件や土地利用の実態等の社会条件など、地域の特性に応じた治水手法を総合的に勘案して決定している。
- ・昭和 42 年と 57 年の災害を契機として、4 つのダム事業を推進しており、既に箕面川ダムと狭山池ダムが完成している。ダム建設にあたっては、自然環境の保全や地域特性、文化性・歴史性を最大限に考慮し、狭山池ダムでは地域と調和のとれた“水と緑のオアシス空間”を提供し、河川環境と都市環境が統合したダムとして周辺の市民に親しまれている。
- ・建設中の安威川ダムと槇尾川ダムの事業は、流域の地域特性も考慮して最適な治水手法として決定された。既に地元住民との合意も得ており、用地買収も相当進み、生活再建のための代替地の造成、家屋の移転も近々始まる。河川環境や自然環境の保全に向けて、学識経験者を含めた委員会でフォローアップしており、今後も地域特性に応じた環境保全に最大限取り組んでいく方針である。府では事業の進捗状況も踏まえて整備計画に反映していくことが望ましいと考えている。
- ・高水敷の利用については、公共性が高いことから独占排他的な利用の抑制には賛成するが、総合行政の立場からすると、やはり市民のニーズを最大限尊重すべきだと考える。淀川の河川敷は河川公園として整備されているところが多く、現在も市民に相当に利用されている。大阪府のような都市化の著しい地域においては、市民ニーズに基づいた河川敷利用の実態を考慮するとともに、新規公園整備についても都市計画決定されているものについては環境保全を考慮したうえで、整備していく必要があると考えている。

兵庫県（県土整備部土木局 石川河川整備課長）

狭窄部の問題、ダムのあり方、堤防の強化策についての兵庫県の考え方

- ・狭窄部の問題については、当面どうするかということと、最終的にどうするかということに分けて考えるべきである。また、全ての狭窄部を一般論で論じるのではなく、個別の地域の状況に応じた対応が必要であると考えている。
- ・銀橋付近は現在 1/6 の安全度しかなく、狭窄部上流では浸水被害が頻発している。周辺は都市化の進展も著しいことから、国、兵庫県と大阪府で総合治水対策を推進している。昭和 59 年から上流部の河川改修を行っており、安全度を 1/10 にまで引き上げる予定である。これは、緊急的な最低限のレベルだと考えている。
- ・下流の治水安全度が上がるまでは、狭窄部の開削ができないことは理解できるが、将来にわたって狭窄部を開削しないとすると、上流域の住民の方々の期待を裏切ることになる。下流の河川改修の状況に合わせて、影響のない範囲で段階的に開削を行っていく案も検討する。
- ・ダムについては、県としては、まず「考えられる実行可能な複数の代替案を提示し、それぞれについて必要性、有効性、効率性、自然環境への負荷等を総合的に比較する」「検討に当たっては、情報を公開し学識者や地域の方々の意見を聴き、総合的に判断する」というプロセスに基づいている。ダムについてもやはり地域の状況は様々であ

るため、最初から排除するのではなく、個別の案件ごとに、地元の意見も聴きつつ検討を進めていく必要があると思われる。

- ・ハイブリッド型堤防の構造や効果については、慎重な検討が必要であるとする。土の堤防は材料が入手しやすく復旧も簡単なうえ、基礎地盤と一体化しているため地盤沈下に対して柔軟性がある。もし、土の中にコンクリートのような固い構造物を入れた場合、長期的に沈下してそれが堤防に悪影響を及ぼす可能性も否定できないし、それを食い止めることが技術的に可能であっても、実際に適切に管理できるかどうかという面も含めて、詳細な検討が必要であるとする。

奈良県（土木部 渋谷河川課長）

治水対策のあり方と狭窄部、ダムの問題に関する奈良県の考え方

- ・流域委員会の提言では、新しい治水の理念として水害の連鎖からの脱却、破堤による壊滅的被害の回避が謳われているが、奈良県においては、堤防を切り下げて川の断面積を大きくする方法で治水対策を行っている。従って、河川整備が被害ポテンシャルを増やすという表現は、奈良県の場合は適用できない。直轄管理区間固有の課題としていただきたい。
- ・狭窄部については、“歴史、景観等の面から国民的財産としての価値が高いため、開削をできるだけ避け、他の代替案を優先的に採用する”とのことだが、奈良県の場合、大和川水系の亀の瀬が狭窄部となっており、主要駅が浸水するなど、深刻な被害が度々起こっており、この問題の解決が最優先である。歴史性や景観を保全するメリットが治水面のニーズを上回るかどうかは、個々の事情で判断されるべきである。
- ・ダムに関しては“ダム建設を河川環境の視点から極力抑制する”、“治水・利水の視点から新たな理念に沿った抜本的な再検討が必要”との内容であるが、奈良県の場合は、総合治水対策としてダムや遊水池を生かした洪水貯留型対策が既に効果をあげているほか、上水道の水源の約7割をダムに依存している。ダムがなければ100万人程度が奈良県から水のある所へ移住しなければならない。県としては、ダム建設に大いに期待を寄せている。ダムについても、個々のケースで判断していただきたい。

<主な意見交換>

委員長：「ダムを選択肢に入れよ」との意見だが、流域委員会の提言は、環境重視の政策を行うという流れの中で、治水・利水のあり方を考え直すというものであり、ダムを完全に排除しているわけではないことをご理解いただきたい。整備計画の原案が示された段階で、個々のケースごとに厳しく検討していくということだ。

河川敷の公園に関しては、自然環境の保全のため抑制する方向性が示されているが、現実に住民によく利用されているし、記述に苦労しているところでもある。河川敷でなくてもできることについては、将来的に排除していく考えである。

委員：ダムに関しては、これまでの考えとは違っていることをご認識いただく必要がある。提言には、府県の方々が抱えている危惧も総括されている。本来の河川の機能を回復させるには、従来の河川整備を根本的に変えていく必要がある。その趣旨をよくご理解いただきたい。

兵庫県：ダムが排除されていないことは理解している。時代の変化に応じてダムのあり方が変わることもわかる。しかし、例えば、ダム事業を行った場合に100億の予算でできることを、別の方法で行った場合に200億かかることも考えられる。税金で事業を行うのだから、コスト面も無視できない。

委員：4-6 ダムのあり方の情報公開と説明責任に関する項目の4つ目をご覧いただきたい。「自然環境の価値を考慮した経済性」すなわち、“開発によって失われる自然

の価値”も含めて考えなければならない。もし、ダム建設で失われる自然の価値が150億円だとすれば、100億でダムを作るよりも、代替案の方がコストが安いともいえる。

兵庫県：環境の価値を計量化するのは難しいが、単に経済性だけで判断すべきではないという考えは理解できる。ただ、「実行可能な代替案の検討のもとでダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ、…」というところは、ダム以外の選択肢があればダムは選択しないということであり、ダムを選択肢から排除しているように見える。

委員：「よほどのことがない限りダムを作らない」という意味だと私は理解している。中間とりまとめでは、「ダムは原則として採用しない」という表現だったが、今後数十年間の河川整備のあり方を考えた場合、地球温暖化などの気候変動も含めて今後何が起こるか分からない。そういう意味でダムを完全に排除するわけには行かない、という思いからこの表現となった。

ダムの建設は、治水・利水・環境の全てに関わるが、水需要については、現在の施設で十分満たされていると考えている。また、貴重な生物の生息地にダムが建設されると経済的な価値に換算できない自然を破壊してしまうし、地域社会の崩壊をも招く。ただ、先ほどの狭窄部の説明にもあったように、ダムを整備することもやむを得ない場合もある。そういう意味で「よほどのことがない限りダムをつくらない」ということだ。

委員：これまでの議論は、2点に集約される。1点めは、環境と開発の利益の問題。我々と河川管理者のスタンスには違いが見られるが、やはり、自然が持つ価値を開発に統合して考えるべきであり、これは国際的な流れでもある。近年の日本においても、自然の価値を認めて開発を差し止めた判例がある。2つは、住民意見の聴取の範囲の問題。河川だけの観点から地域住民の意見を聴くのか、流域全体の意見を聴くのかで、全く答えが違ってくる。住民意見を聴く場合、広い範囲でいろんな観点から聴く姿勢が必要である。

委員：ダムに否定的な内容になっている根拠を別の視点で言うと、ダムは自然の地形を変えてしまうことに問題がある。自然の特性に合わせず、不自然な改変を行うと必ずどこかに歪みが生まれる。狭窄部を開削して、下流に堤防を築き、上流にダムを作る。そして流域外まで水を運ぶ。このような、不自然で大きな改変は、今後は避けていくことが重要になる。

委員：経済性を考えるとと言っても、インフレが起こればその価値も変わってくる。住民が主体的に動き、様々な分野の人たちが、いかにして調整し、合理的に物事を進めていくかが重要である。

奈良県：委員の皆様のお考え方には、我々と変わらない部分もあると感じる。ただ、ダムのところなど提言の文章の書き方にはもう少し工夫余地があるのではないかと。例えば、亀の瀬地滑りという狭窄部を抱える奈良県の大和川水系では、県民の暮らしを守るには、上流で水を溜めるしかない状況である。従って、地域の状況に十分配慮した上で、色々な選択肢が取れる余地を残して欲しい。

委員長：ダムについては厳しいスタンスを示したが、代替案に膨大な金額を要するようでは実行可能ともいえないし、ここでどういうスタンスを取るにせよ、最終的には住民に全ての情報を公開しコンセンサスを得るのだから、今の文案でよいと考える。府県の方々が言われている危惧も考慮されている文案だと思っている。また、環境に対する価値というものは当然考えていかなければならない。

滋賀県：住民の社会的合意は、非常に難しい。時間をかけて合意形成を図っても最後まで反対される人もいる。これからのテーマとして考えて行きたい。

委員：何をもって合意というかは難しい問題だ。その辺は、提言案の4-7、4-8にまとめているが、私は、住民の“総意”というのにはありえないと思っている。この点、誤解のない仕組みを考えていく必要がある。議会制民主主義の代表者の意見が真意でもないし、受益者の意見だけが真意でもない。真のパートナーシップを持ちえる人の総意なのだろうと思う。3月をめぐりに、別冊でいくつか合意形成のあり方を考えたもの提案しようと思っている。

兵庫県：狭窄部の問題も、ダムの問題も、やはり地域ごとに河川の状況も違うし、住民の意見も変わる。繰り返しになるが、やはり個々の案件ごとにきっちりとプロセスを踏んでいくことが大事だと思われる。

委員：この提言には様々な特徴がある。特に治水の理念は、計画以上の洪水への対応を前面に押し出している。そうすると、河川改修だけで対応することは不可能であるため、周辺地域とのかかわりの中で住民側にも一定の責任を認めていく必要がある。これを今、本気で実現しなければならない。でないと、住民に「洪水を受忍せよ」とは言えない。今こそ、住民と行政の関係を変えなければならない時期に来ている。今まで駄目だった部分を変えようとするものが、この提言の中にかなり書かれているので、そういう点をうまく活用して欲しい。

提言素案に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーである今本委員より、流域委員会提言（021129版）の修正点を中心に説明が行われた。続いて一般意見聴取・反映WGのリーダーである三田村委員より、提言のうち住民参加に関する部分について説明が行われ、意見交換が行われた。

最終提言作業部会の今本リーダーより説明された、提言素案の主な変更点

- ・環境重視の視点から、構成を環境 治水 利水 利用という順序に変えた。
- ・治水の部分で、水害の危険性がある所については、安全度を高める必要があるとの記述を追加した。これまで当然のこととして敢えて記述していなかったが、誤解を生む恐れがあったため。
- ・環境に関する記述を大幅に加えた。ただし、趣旨は変わっていない。
- ・4 - 8として、河川整備計画策定時、策定後に河川管理者が行うべきことに関する記述を加えた。

一般意見聴取・反映WGの三田村リーダーの説明要旨

- ・「4 - 7 住民参加のあり方」は委員の皆様の意見を集約した。4 - 8「淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき施策」は、WGメンバーでメール等を使って意見を調整しまとめあげた。委員会場で正式に出されたのは今回が初めてのため、修正意見があれば、ご指摘いただきたい。
- ・先ほどの話にも出たように、住民意見聴取に完璧なものはない。これからもいくつかの方法を試行し、別冊でもいいので3~5月ごろをめぐりに作成したいと考えている。各部会においても是非、ご助力いただきたい。

（主な意見交換）

- ・提言案の各所に、「順応的」という言葉が使われているが、具体的に述べられていないので、順応的な河川整備を行うための必要な改革について、以下の提案を行いたい。

単年度での予算編成の見直し

2~3年おきに人事異動があり、一貫性がないため、あり方を見直す

維持管理予算を確保する

会計検査、事業評価を適正に行う

ローコストよりも、内容と結果を重視する
ハイテク偏重思考から脱却し、ローテクの良さを見直す
施工業者へ技術指導を行う

実質的な指摘としては面白いが、意見として聞いておく。(委員長)

- ・河川レンジャーの部分について、前回の方が良かったと思う。「川の守り人」という表現が使われていたが、「河川レンジャー」に戻っている。何故こうなったか経緯を教えてください。レンジャーという言葉は、管理者と言う印象を受ける。また、4-6「水位・流量と生物の生息環境」の「ダム・堰の水位管理」の部分については、「ダムが貯水による植物プランクトンの発生と非酸素層の形成・下流の水温低下を含む水質環境を改変し」という文に変更いただきたい。3つ目の、「増水時の放流による河川水位の急激な変化」という記述については、「増水時の放流による河川水位・濁度の急激な変化が、魚類の産卵、採餌環境等生態系に大きな影響を与えている」と書き換えいただきたい。

「河川レンジャー」という表現を、本来の「レンジャー」の意味から離れた、固有の言葉として定着させていくのも1つではないかと考えたためである。(三田村リーダー)

ダムや堰の水位管理に関する意見は、文書として書いて出してほしい。流域委員会の提言は、いわゆるマスタープランである。先ほどの意見にもあったが、各事業計画に落とし込むためには、飛躍があるため、間にガイドライン(指針)がクッションとして必要ではないか。日本には行政評価法があるが、そこに環境の話は含まれていない。また、戦略的な環境アセスメントについても行政評価は入っておらず、法制化されていない。やはりその両方が必要であると考え。その辺りどうするか、三田村リーダーと調整していただきたい。(委員長)

提言や法律を作ればそれでよいともいえない。原案作成後に、別のフォローアップの組織をつくり、他の行政の人も含めて、住民と行政と一緒に実態として具体的な施策を行っていくことが次の段階で必要である。

- ・「住民活動団体(NPO・NGO)」に関する記述はこれでよいのか。関係住民、流域住民、地域住民など定義づけが必要であると考え。

ふさわしい表現を検討する。(三田村リーダー)

- ・4-7と4-8では、内容が一部重複している。また、4-7(3)「関係団体、自治体、他省庁との連携」については、住民参加の部分に含まれているが、これで大丈夫なのか。また、これについては、4-8には触れられていない。

行政の他部門との連携は、住民参加とは別の問題であると思われる。(委員長)

「関係団体・自治体・他省庁との連携」の上段部分の記述については、あくまでも住民の判断材料として、提供しなければならないので、ここに位置づけてよいと思われる。下段の3つについては、重要な問題でもあるし別の項目を立てて位置づけてみればどうか。

- ・ある時代の法律の下で進めてきたことが、ルールが変わって歪みや影響が出てきた場合に、それをどう位置づけるのか。

文書にて意見をいただければ、WGで回覧して検討したい。(三田村リーダー)

4 一般からの意見聴取

一般傍聴者3名から、提言(案)についてダムについての表現の修正意見、整備計画決定までの期間の延長の要望、寄せられた意見への対応等についての発言があり、一部委員との質疑が行われた。

- ・本日の配布資料の参考資料1の10ページ以下に、「水需要予測と利用実績の極端な乖

離の証拠」と「渇水の記述の不整合と誤り」に関する資料があるので、ご一読お願いしたい。

- ・「4 - 6 . ダムのあり方」に関する記述部分に、「河川の生態系と生物の多様性に重大な悪影響を・・・」とあるが、これでは意味が狭いので「河川の流域の生態系」と改める必要がある。また、計画中のダムの記述に関する部分がなくなっている。その理由を教えていただきたい。6 行目に「影響が大きいので原則として抑制する」という表現があるが、ダムは個別の条件により計画されるものであり、ダムの事業の全てが原則以外として必要なものになってしまう懸念がある。「極力抑制する」という文言に戻してほしい。

解釈はつけず、素直にこの文章をお読みいただきたい。計画中・建設中のダムについては、整備計画の原案が示された段階で、この基準に基づいて判断すればよいと考えているので、前回の提言素案から削除している。

- ・3点お尋ねしたい。河川整備計画原案が3月ごろに決定することのだが、住民意見や関係団体と連携を進めるには相当の時間がかかるので、期間に余裕がほしい。次に、河川法には、河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って定めることとなっているが、この提言と基本方針の関係は何なのか。また、前回の委員会で、自治体から流域委員会に提出した意見については回答いただけるとの話があったが、そのことで市民モニターから質問を受けている。ご回答は下さるのか。

1点目については、今後どうするか検討したい。2点目については、基本方針はとりあえず置いておき、先に河川整備計画を作る方向で検討している。3点目については、まだ明確に決めていないが、できるだけ誠意をもってお答えしたいと思う。(委員長)

2点目について。法律的には河川整備基本方針が上であるが、今回の場合、まず提言で方向性を示していただき、この委員会に諮りながら河川整備計画を作っていく方針である。(河川管理者)

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

開催日時：2003 年 1 月 17 日（金） 10：00～13：00

場 所：新・都ホテル 地階 陽明殿

参加者数：委員 23 名、河川管理者 20 名、委員傍聴者 2 名、一般傍聴者 298 名

1 決定事項

- ・資料 2-2「淀川水系流域委員会提言（案）（修正案 030117 版）」を流域委員会の提言として確定し、河川管理者に提示した。
- ・今後、確定した提言内容に対して委員から反対・補充意見を提出頂き、運営会議での検討を経てとりまとめたものを、委員名を明記して公表する。

2 審議の概要

各部会からの状況報告：資料 1「委員会および各部会、WG の状況（中間とりまとめ以降）」提言（案）に関する意見交換

- ・資料 2-1「提言（案）とりまとめの経緯と今後の進め方（予定）」と資料 2-2「淀川水系流域委員会提言（案）（修正案 030117 版）」について説明が行われた後、修正案 030117 版について意見交換が行われた。
- ・意見交換後（主な意見参照）「1 決定事項」に記したとおり、修正案 030117 版を提言とすることが了承され、河川管理者へ提示した。

<主な意見>

- ・「4-6 ダムのあり方」に、「住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設する」とあるが、社会的合意の判断基準と主体、委員会の関わり方について確認したい。

一義的には、判断主体は河川管理者であるが、その過程においては、提言の 4-7～4-9 に記しているように、住民や自治体などとの連携、協働が必要となる。

- ・過去のある時点で社会的合意が得られている「計画・工事中のダム」についても、新たに社会的合意を求め、となっているが、新たな社会的合意が過去の合意を覆すことは可能なのか。また、過去の合意が覆された場合に特定の地域や住民にもたらされる不利益や被害に、どう対応するかには記述されていない。

過去の合意が覆された場合には、河川整備計画を超えた社会的配慮が必要だと考えており、過去にそのような趣旨の少数意見を提出した。

この問題はダムに限らず、全ての計画に関係する。そのため、4-6 ではなく、全体に関係する形で 4-7～4-9 に記述することが妥当だと判断し、現案となっている。

反対意見でも修正意見でも無いが、このようなことはダムの場合に端的に現れるため、4-6 に一定の記述があった方が良いと思う。

不利益や被害への対応として補償など具体的な記述をしようとする、さらなる議論が必要となる。今回の提言は、河川管理者が整備計画原案を作成する上で必要な理念、原理・原則を明確にすることが最大の目標である。そのことを考えると多少言い足りない部分があったとしても、ぜひ手続きとして今日提言を確定した方が良いと思う。反対意見ではない補充的な意見も委員から提出頂き、提言に追加してはどうか。

4-6 の記述内容について了承頂けるか確認したい。「客観的に認める」「社会的合意」などについては、今後個々のケースについて審議するなかで議論を進めたい。委員個人としての反対意見、補充意見は今後提出頂くという前提で委員会としてこの提言案を承認す

る、ということで承諾願いたい。(委員長)

- ・本日の資料 2-2 を提言として河川管理者にお渡しする。河川管理者はこれに基づいて河川整備計画の原案を作成頂きたい。(委員長)

原案審議の進め方について

- ・資料 3「原案審議の進め方と体制について」をもとに、運営会議からの提案として、部会委員も全て委員会委員とする / しばらくは委員会(全委員出席)で原案の審議を行う / 地域別部会に加えテーマ別部会を設置する / 等について説明があった。
- ・委員長、寺田部会長より体制変更の目的等について補足説明が行われた後、委員から、縦割りや検討事項の重複を避けるためにテーマ別部会間の調整が必要 / 全員が集まる委員会での議論は効率が悪いので運営を工夫する必要がある / 等の意見が出された。

審議体制のあり方については、もう少し時間をかけて議論していきたい。運営会議で検討して提案したい。(委員長)

- ・また、原案の審議過程での住民の意見聴取・反映について、委員会としてどのようなことを行うべきか / 河川管理者へどう提言していくべきか / 委員会自らが行う意見聴取・反映についても早急に議論を始めるべき / 等の意見が出された。
- ・委員より、河川管理者が河川整備計画原案を委員会へ提出する時期について質問があり、河川管理者より、「水需要の精査確認が明確になっていないため現時点で原案をお出しできないが、ポイントとなるところを詰めた上でこれが原案であるというものをいずれ提出したい」との返答があった。

一般傍聴者からの意見聴取

- ・一般傍聴者 2 名から、「治水、利水、地域の活性化を考えると、川上ダムとその周辺の整備が必要だ」「河川について生態面からの指標だけではなく、治水、利水、環境全てを含めた人間側から見た満足度、といったものについても考えていきたい」などの発言があった。

その他

- ・河川管理者から、資料 5「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第 1 稿)について」の見方について説明と、次回委員会(拡大委員会、1/24)では、この資料について説明を行い、整備計画原案の内容と考え方を説明したい旨の報告があった。
- ・委員会終了後、記者説明会が開催された。

提言説明会(2003.1.18 開催)について

場 所：カラスマプラザ 21(京都市中京区)

参加者数：参加者 355 名、委員 28 名

- ・第 16 回委員会にて確定した提言内容について、委員が流域住民にご説明し、意見交換を行う「提言説明会」を開催した。約 60 分間の提言内容の説明の後に、90 分に渡り、環境、治水、利水、ダム、提言の推進、について会場からの質問をもとに意見交換を行った。

このお知らせは委員の皆様にご報告の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2002年12月27日（金） 13:00～15:00

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階 スタジオ6

参加者数：委員7名

1 決定事項

- ・本日の作業部会にて作成した「4-6 ダムのあり方」について、再度、全委員に意見照会を行う。また、「原則として抑制」の表現修正については、4案を提示して全委員から意見を求める。
- ・各担当者は担当箇所について、下記方針で修正を行い、1/6までに庶務に送信する。
 - ・委員から021129版に対して寄せられた少数意見について、内容を大きく変える意見ではなく、これまでの議論に沿っている意見は反映する。
 - ・内容に大きく関係しない文言、文章の修正を行う。

2 主な検討の概要

「4-6 ダムのあり方」について、各委員からの少数意見やこれまでの委員会・部会の議論内容を反映した修正案が検討された。主な検討項目に関する結論と意見は下記のとおり。

ダム建設による影響の記述について

- ・結論：第1段落は修正せずに、第2段落のはじめに、ダム建設を原則として抑制する理由として記述されている「自然環境に及ぼす影響が大きいこと」を「自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため」と修正して、地域社会への影響など自然環境以外への影響も示唆した表現に修正する。

・主な意見

- ・ダムによる地域社会への負の影響について記述することに疑問を感じる。ダム建設は生活環境の改善等の地域振興にも寄与してきた。負の影響を記述するなら、良い面も記述すべき。

ダム建設のメリットは、2行目の「産業・経済の発展に貢献」に集約されている。

- ・ダムによる地域社会への負の影響や費用面に関して記述するためには、ダムの良い面や費用対効果等についても詳細に記述する必要がある。提言では、ダムのあり方について示した原理原則の端的な理由と中心的な説明に絞って記述した方が良い。

「原則として抑制する」の修正案について

- ・結論：修正案として「できるだけつぐらない」「原則として建設しない」とその他2案を含む4案について全委員に意見を伺い、多数に支持された案を採用する。

・主な意見

- ・12月の3部会での議論を反映するのであれば、多くの意見が寄せられた「原則として抑制する」という表現は修正すべき。「原則として建設しない」を支持する意見が多い。
- ・「原則として建設しない」と修正した場合、「建設しない」だけが一人歩きして脱ダム宣言と受け止められ、提言の本来の趣旨が伝わらないのではないかと心配している。

021129版と同じく「原則として建設しないものとし、」という表現で文章をつなげ、

その後に建設される場合の条件を記述して、完全にダムを排除していないことを一文で表すことが重要である。

提言は誤解を恐れずに原理原則を明確に記述する必要がある。「誤解された場合には各委員がきちんと説明する」という姿勢で居ればよいのではないか。

- ・この部分については、多数の委員から反対意見が出る記述を採用すべきではない。作業部会メンバーは、自分はどの表現が良いか、という視点ではなく、どの表現であれば多くの委員が納得するか、という視点で考えるべき。
- * 「できるだけつくらない」と「原則として建設しない」の表現について、「文章の意味としては同じ」「厳しさの度合いが違っており意味が異なる」とする意見に分かれた。表現の受け取り方は人それぞれであるため、多くの委員が納得する表現とするためにも、全委員に修正案を示して選択してもらう方法を採用することとなった。

「計画・工事中のダム」に関する記述について

- ・結論：「計画・工事中のダム」という記述は特に加えることはしない。
- ・主な意見
 - ・021129版での「4-6 ダムのあり方」の記述は、記述が及ぶ範囲を特に限定・除外していないため、計画・工事中のダムも含まれる、との解釈が普通である。修正の必要は無いと考える。

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

開催日時：2003年1月7日（火） 15:00～18:45

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階 スタジオ6

参加者数：委員7名 委員傍聴3名

1 決定事項

- ・ 今回の少数意見については、大半が修正として取り入れることができたため、1月17日の第16回委員会には少数意見を付記しない提言（案）を提出して、委員会としての提言を確定し、河川管理者に提示する。
- ・ 確定した提言に対して、委員から反対意見（修正意見ではない）を求めることとする。寄せられた反対意見については1月24日の運営会議での審議により添付すべき反対意見を決定し、すでに確定している提言に反対意見を添付して、河川管理者に提示する。
- ・ 1月17日の委員会において「提言案」を確定して「提言」とするが、今後も修正の可能性があることを前提とする。

2 主な検討の概要

委員から出された意見を検討しながら、021129版（4-6については021227版、4-7～4-9については021217版）の修正について検討を行った。主な修正についての意見は下記のとおり。

1 琵琶湖・淀川流域の特性

- ・ 記述を予定している府県管轄の計画・工事中のダムについて、名称の誤りや抜けが無いかなどを庶務が府県に確認する。

2-3 利水の現状と課題

- ・ 湯水の頻度に関する表現が曖昧であるため、湯水の定義について国土交通省に確認した上で、提言のなかで湯水の回数に関して記述している部分の表現を検討する。

4-2 河川環境計画のあり方

- ・ 「(4)流域の一体的な水環境を実現する水質管理」に見出を立てた。

4-6 ダムのあり方

- ・ ダムによる地域社会への負の影響について記述

ダムによる生活、産業、経済への貢献を記述している冒頭文章の最後に、負の影響についての記述を追加し、ダムによる影響の両面を記述する内容に修正した。

- ・ 計画・工事中のダムについての記述の追加

これまで、「特に限定していない場合には計画・工事中のダムは含まれていると解釈されるのが普通である」という理由から、「計画・工事中のダムを含む」旨の記述は無かった。しかし、委員からの意見を踏まえ、その記述を加えても問題は無いと判断し、計画・工事中のダムに関する表現を加えた。

- ・ ダム建設に関する文言の修正

「原則として抑制する」とした021129版の記述の修正について、委員の意見をお伺いした結果、返信42名のうち23名が支持した「原則として建設しない」の記述に修正した。

語句・表現について

- ・ 021129版では住民に関する団体について、住民団体、住民活動団体など表現が統一されていなかったが、区別して使用していたのではないため、「住民団体」に統一する。ただし、NGOやNPOも含まれることを明示するため、「住民団体」という表現が初めて出てくる所で、「住民団体（NGO、NPOなどを含む）」と記述する。

- ・ 提言案について、誤解を生みやすい表現など大きな誤りが無いかなど、一般的な文章の校正を専門に行っている人などに目を通してもらう。人材は庶務が探す。

このお知らせは委員の皆様にも主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会意見聴取試行の会（11/4 開催）結果概要

開催日時：2002年11月4日（月） 13:30～16:30
テマ：「あすの琵琶湖とその集水域の水管理に向けて」
場所：ピアザ淡海 3F 大会議室
参加者数：委員 8 名 意見発表者 5 名 一般傍聴者 79 名

1 試行の会の概要

公募によって選出された意見発表者 5 名に、各 20 分ずつご意見をうかがい、その後各 10 分程度委員との質疑応答が行われた。その後、三田村リーダーの提案により、全員参加による意見交換が行われた。

2 はじめに（琵琶湖部会 一般意見聴取・反映検討班 三田村リーダー）

あすの琵琶湖のあるべき姿と周辺の水管理の在り方を探る、というテーマで意見聴取の試行を行う。流域委員会の設置目的の 1 つに、「関係住民等の意見の反映方法について意見を述べる」というものがある。琵琶湖部会ではこれまで幾度か住民の方や行政関係者にお話を伺ってきたが、どのような方法で関係住民の意見を吸い上げていくのよいか、まだ結論は出ていない。意見聴取の対象者、テーマ、聴取の形態によって多様な方法が考えられるが、今回のような試行を通して良い方法を検証していきたい。

3 一般からの意見発表と質疑応答

服部健一氏：ふるさと大石

- ・ 瀬田川とともに歩んできた大津市大石地区（旧粟田郡大石村）の歴史と自然を紹介したビデオ「ふるさと大石」が上映された。
- ・ 約 40 年前、天ヶ瀬ダムが建設された。当時は、ダム建設をめぐり、建設省地建案や滋賀県案など、さまざまな案をもとに議論されていたような記憶がある。結局、多目的ダムとなった。地元では 1 日 3～4 回、大きな声で発電のための貯水池内の水位上昇を知らせる放送が行われた。
- ・ 水質の保全が必要。これ以上琵琶湖の水質が悪化すると、孫達の世代に引き継げない。昭和 54 年以降、琵琶湖の富栄養化防止条例が制定されるなど、水質改善への動きが見られるようになった。将来へ向けてより一層きれいな水を取り戻すためにも、住民一人一人が水質汚濁の防止や CO2 削減など環境保全への意識を高めていかねばならない。また、水質改善のためには早急に下水道の普及率を 100% にしてほしいと思う。

（主な質疑応答）

委員：大石地区と天ヶ瀬ダムとの位置的なつながりについてお聞きしたい。

発表者：大石はダムの上流にある。大石地区にはかつて緑豊かな田園地帯が広がっていたが、ダムの建設によって一部水没地域、また一部危険地域として買収された。

委員：ダムによる水位上昇の影響で、何か記憶に残っていることはありますか。

発表者：国が買収した土地が放置され、セイタカアワダチソウが増殖した。今は地元の要望をうけてセイタカアワダチソウをなくすために、駐車場やテニスコート等に整備されたと聞いている。

委員：佐久奈渡神社の下で水位が上がったという話があったが、それは、ダムができたあとの話か。

発表者：ダムができる前からそういう状況だった。現在は上流の信楽川で氾濫が起っても、瀬田川洗堰での流況調節や下流の土砂浚渫により、増水することは少なくなっている。

委員：若い時から今までの間、大石周辺の水質に変化があったと思われますか。
発表者：子供の頃はモロコなどがたくさん釣れた。最近は外来魚は釣れるがモロコなどはほとんど釣れない。

正田政郎氏（大津市議会議員）：大戸川ダム建設の推進について

- ・ 大戸川は、暴れ川に例えられるように古来より氾濫の歴史を繰り返してきた。災害の経験を持つ1人として、また水没地域の人と深い関わりをもっている1人の住民として、これ以上の被災は耐え切れないので、ダムを推進したい。
- ・ 水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画も決定され、住民の移転も既に完了した。ダム建設促進に理解と協力を示してきた地元としては、ダム建設に大いに期待している。これまで国は地元に対してダムの推進ばかりを唱えてきた。もしダム建設が中止されることになれば、行政への不信感が増幅するだろう。
- ・ 大戸川流域は、京阪神の近江米の一等米を生産する肥沃な穀倉地帯である。一度、豪雨に見舞われれば、山地からの土砂流出で農家が大きな被害を被る。また営農には、安定した水供給は欠かせない。これまでも、堆積した土砂の排出に多くの労力と、多額の経費を支出してきた。
- ・ 地域特性を考えると、浸水を受け入れる治水事業の方向転換は容認できない。河道改修では洪水被害の防止にならないし、遊水地の確保についても住民の合意形成は不可能である。この地域では、ダム建設こそが国民の生命と財産を守れる唯一の方策であると考えている。

（主な質疑応答）

- 委員：ダム問題については、まだ流域委員会としての結論は出ていない。長野県のようにダムの建設を全面的に否定しているわけではない。地域の特性やこれまでの経過など様々な問題を斟酌しなければ結論は出せない。
- 発表者：長野のような話があると住民としても不安を覚える。また、将来的には川幅を広げる方針があるとも聞いているが、それではこれまでに堤防の改修や圃場整備をしたことの意味がなくなり、住民の理解は得られない。それを言っておきたかった。
- 委員：水害が起こった原因について、もう少し詳しくお聞かせください。
- 発表者：ここ50年で大戸川の堤防決壊を3度体験しているが、やはり伐採による保水力の低下にあると思う。
- 委員：昭和57年は、砂防事業が既に行われていたと思うが、災害時にその効果は出ていたのか。
- 発表者：砂防事業として常緑樹とマツが植林されたが、松くい虫にやられた。もう一度、植林が必要である。

長田征利氏（大津市議会議員）：大戸川の管理を国の直轄化で

- ・ 大戸川流域は、国の直轄の大戸川ダムと滋賀県が管理している瀬田川の峡間に分けられる。田上山山系は、杉や檜の良材が広く分布していたことから、古代から平城京や東大寺の建立に利用された。それが山地の荒廃を招いた。
- ・ 荒廃した山地では、降雨の度に多量の土砂が流出し、大戸川支流の河床を押し上げ、また下流の瀬田川へも流入し、度重なる洪水被害を招いた。明治以降、砂防事業の効果が現れているものの、いまだ天神川、宮川は田上山から流出する土砂により天井化が著しい。大戸川ダムの建設によって洪水被害の軽減は期待できるが、下流の土砂堆積における耕作地への被害には依然として不安が残る。
- ・ 「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」における土砂管理の解決策には賛同する。大戸川ダム直下から瀬田川までの6 kmの区間については、“治水・利水を含めた土砂管理の一元化”を図るべきであり、県の管理よりは国の直轄での管理がもっとも適切である。市議会でもこの議題は取り上げている。

(主な質疑応答)

- 委員：一元化という考え方はわかるが、県による一元化もあり得るのではないか。
- 発表者：国に管理してもらった方が住民の要望に早急に対応頂けると考えている。
- 委員：田上山にはマツが植林されているとのことだが、マツ以外の植林も必要ではないか。
- 発表者：植林は全てマツであり(注) スギやヒノキはない。花崗岩の砂地であり、一部の谷あいのをぞいてスギやヒノキは育たない。
- 委員：治山に関して、林野関係の方とも一緒に取り組んでおられるのか。
- 発表者：田上山を育てる会という組織もでき、行政と住民が協力してやっている。
- 委員：大戸川ダムが完成した場合にも堆砂については問題になると思うが、そのようなことについて説明は受けられているか。また今の砂防ダムの土砂の管理はどこが行っているのか。
- 正田：堆積した砂を山林や荒廃した田畑に持っていく等の計画がある。そのための道路整備等も既に着工されている。
- 委員：第2名神高速道路の予定路線にも近いが、その関係で、何かあればお聞きしたい。
- 正田：ダム、県道の付け替え、第2名神、連絡路、ジャンクション、全てが集まっている。関係各局と協議し、調整を十分に行っていたらいいつもりである。

注：この発言に対して、一般傍聴として参加されていた近畿地方整備局琵琶湖工事事務所の方より「一部、広葉樹の植林が行われているところもある」との補足発言があった。

横川正己氏(滋賀県漁業協同組合連合会)：「過去をベースに水質基準の設定を」

- ・ 本日は、生産量日本一を誇る琵琶湖のアユ漁に関してお話させていただきたい。漁連としての意見を集約したわけではなく、一部個人としての意見も含まれていることをお断りしておく。
- ・ アユは一年魚である。琵琶湖のアユ漁は、アユの生育サイクルに合わせて、昔からの漁業者の知恵を生かした伝統的な漁法がなされている。
- ・ アユの産卵期は8月～10月頃で、稚魚期である晩秋から「定置網漁」が始まり、沖合に移動する年明けは「沖曳き(チュウビキ)網」、護岸へ移動する春は風物詩にもなっている「追いさで漁」、初夏の川へ遡上する時期には「梁(やな)漁」といように、季節によって漁法が変わる。また琵琶湖の漁は、海と違って乱獲すると資源が枯渇することもあり、待ち受け式が基本である。
- ・ 昭和40年代から、琵琶湖の水利用が進んできた。水がぬるんでくる4、5月の時期に、逆水によって水を取られ、川に水がなくなる問題がある。
- ・ 取られた水が川に戻されることもあるが、代掻きの水がそのまま出てきて、水の色が変わってしまう。この影響が湖まで及ぶ。代掻きの時期に出た濁水が大きな塊となって護岸に流れる。魚がそれを嫌がって動くため、漁業にも影響が出る。
- ・ 我々漁連は、自然を相手に、自然の恵みに依存した生活を送っており、その意味でもこの流域委員会の環境保全への取り組みに高い関心を持っている。
- ・ 流域委員会では、20-30年先の整備の方針を検討されると聞いているが、今をベースにするのではなく、水質がきれいだった昔の時代に立ち返って、具体的な目標や基準を考えてもらいたい。

(主な質疑応答)

- 委員：お話の内容は良く分かる。アユは琵琶湖の状態を示す代表的な指標である。復元に向かう方向で考えてみたいと思っている。

- 委員：琵琶湖の変化について、湖中で起こっていることを示す具体的な例などあればお教えいただきたい。
- 発表者：漁師に聞いた話では、魚網をほんの数時間浸しただけで、かなり汚れがひどくなる場合があるようだ。
- 委員：琵琶湖に入ってくる河川で起こったことは、必ず琵琶湖の魚なり、漁師の生活にも影響する。だから、少なくとも琵琶湖に流入する河川の上流でやることは、慎重にやってほしいという理解でよいですね。
- 委員：お話の大きなポイントとして、農業排水は琵琶湖の水質に致命的な問題という指摘があった。国では、農業と水産関係は農林水産省として同じ組織だが、自治体では別になっている。行政が相互に協力してもらわなければ、農業排水の問題は克服できない。
- 委員：環境問題は、その範囲が多岐に渡るため、複数の省庁・部署間での合意形成が重要となる。例えば濁水の問題なら、どんな形の合意形成があればよいと思われるか。
- 発表者：ケースバイケースではないか。現実には起こっている問題をベースにそれに合わせた協議の場をどう作るのかという議論からするしかないのではと思う。
- 委員：昭和50年代から漁業が不振になったと思うが、それは主に農薬が影響しているとお考えなのか。
- 発表者：「農薬の影響だ」と言っている漁業者もたくさんいるが、個人的には化学物質だけの影響とも思えない。川の濁り方が5年、10年前と今では随分変わったというイメージが強い。
- 委員：ダムや堰堤のある川の下流では、アユは悪い状態になっている。ダムを作ると流れる水の量が一定になり、これが問題である。水が多く流れないので鮎の遡上ができない。さらに岩場などに生えていた藻もはえなくなっている。特に京都の木津川はひどい。アユを放流しても生存率は20数%と低く、体長も小さい。河川が悪い状態になっているのは確かだ。

東郷 尚氏(NPO郷土を愛する会)：「河川レンジャーと流域センターの創設提案に賛同・支持したい」

- ・新河川法では新たに「環境」が柱として加わった。これからは、川は生物の生息・生育の場であることを認識し、健全な水環境を回復させるために、地域住民と協働して河川を守っていかねばならない。
- ・滋賀は琵琶湖を持つ「環境こだわり県」で、「びわこ地球市民の森づくり」への参加や、「野洲川河川愛護モニター」の活動を通じて、水の大切さを知る一方で河川が抱える問題にも直面した。
- ・淀川水系流域委員会が提唱している「河川レンジャー・流域センター」の設置に賛同したい。川の監視や子供達への環境教育といった人の営みが、川を一本の帯として、また自然と共生する地としての有効利用につながる。そして、川を守ることが琵琶湖を守ることに繋がる。

(主な質疑応答)

- 委員：河川レンジャーとは、どういう形で関わりたいとお考えなのか。
- 発表者：野洲川に広い河川敷があり、公園が完成予定なので、そこに流域センターのような拠点を作れば、将来的に対岸の町も含めて1本の川を帯のように一体化した空間としてみる事ができる。そこで、定年退職した人達が中心となって、河川の監視を行ったり、子供達に環境教育等を行ったらよいのではと思ひ、賛同している。
- 委員：現在は、河川の管理は行政の方で行われているが、住民が河川管理を担うとなれば、治水や利水等の問題やいろいろな人たちの利害調整についても自分たちが主体となって行う必要もでてくる。住民側でそういうところまでやり

たいと思われているか、教えてほしい。

発表者：最近、道路や河川の問題について、住民が参加しやすい気風が行政から出ており、住民の意識も変わってきている。そうなれば、おのずと責任感も生まれてくると思う。

委員：野洲川のつけかえ事業の前後の変化について、何か感じられたことはあるか。

発表者：川が氾濫しなくなった反面、住民に、川は大事なものであると同時に恐ろしいものであるという恐怖感がなく危機意識が希薄化している。

三田村リーダーから意見発表者に対して、「これまでの発表を聞かれて、改めて意見を言われたい方はご発言頂きたい」との提案があり、3名の発表者から意見が出された。

長田氏：水質を昔の基準に戻すことには賛同する。昔は川の水をそのまま飲んで大丈夫だったし、子供でも簡単に魚が獲れた。今は外来魚ばかりで、フナも獲れない。県民あげて努力すれば何とかなるかもしれない。せひとも琵琶湖の保全に傾注していただけるような方策を展開していただきたい。

正田氏：農業用水の問題については、農家の採算性も含めて根本的なところから考える必要がある。農業を維持するためにどうすればよいのか、生産者だけではなく、皆で考えて頂きたい。

服部氏：木津川の水質が悪いと言われた委員にお尋ねしたい。瀬田川、宇治川はどうか。水質の回復が見込めるのか。

委員：木津川については、アユの生存率から見ると一番悪い、という意味である。そういう見方をすると、瀬田川や宇治川はまだましな方である。

4 一般傍聴者から意見聴取

- ・「瀬田川に浮遊するゴミ対策として、ネットを水面に張りめぐらせ、ゴミを根こそぎ取ることはできないか」という提案があった。
- ・「福井県の敦賀市では、トンボの楽園となっている中池見湿地を守るため、消費者が無農薬野菜や有機野菜を購入し、従来型の農業をサポートしている」との紹介があった。

5 本日の試行の会についてのまとめ

- ・今回の試行で、当初の目的を達成できたかどうかは疑問であるが、ある意味意見聴取の在り方が浮き彫りにされた部分もある。最終提言の中で、一般意見聴取の反映方法について意見を述べるにあたっては、これまでの取り組みを総括し、その成果を反映していくことが重要と思われる。今回の試行と次回の試行もあわせて、各委員には意見聴取の在り方を考えてもらいたい。(三田村リーダー)

以上

本資料は現地対話集会の概要をお伝えするため作成したものです。

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会意見聴取試行の会（11/9 開催） 結果概要

開催日時：2002年11月9日（土） 9：30～12：30

テ ー マ：「あすの琵琶湖とその集水域の水管理に向けて」

場 所：彦根プリンスホテル 2F プリンスホール

参加者数：委員 12 名 意見発表者 6 名 一般傍聴者 84 名

1 試行の会の概要

公募によって選出された意見発表者 3 名に、各 20 分ずつご意見をうかがい、各 10 分程度委員との質疑応答が行われた。その後三田村リーダーの提案により、当日会場に傍聴に来られていた一般の方から飛び入りでの意見発表を募った結果、3 名の方より希望があり、各 10 分ずつ意見発表がなされた後、委員及び発表者全員による意見交換が行われた。

2 はじめに（一般意見聴取・反映検討班 三田村リーダー）

あすの琵琶湖のあるべき姿と周辺の水管理の在り方を探る、というテーマで 2 回目の意見聴取の試行を行う。流域委員会の設置目的の 1 つに、「関係住民等の意見の反映方法について意見を述べる」というものがある。琵琶湖部会ではこれまで幾度か住民の方や行政関係者にお話を伺ってきたが、どのような方法で関係住民の意見を吸い上げていくのよいか、まだ結論は出ていない。意見聴取の対象者、テーマ、聴取の形態によって多様な方法が考えられるが、今回のような試行を通して良い方法を検証していきたい。

なお、今回は前回とは少し違った方法を試みたい。本日会場に来られている一般傍聴者の方にも、意見発表を募りたいと思う。

3 意見発表者からの主な意見

今村忠彦氏（EPC S 環境計画市民会議 代表）：「マネジメントシステムの導入と既存の取り組みや技術の活用を」

- ・ 大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会状況は、様々な問題を引き起こした。消費財的価値が重要視され、自然などお金に換算できない価値は損なわれてきた。今後は、価値の根底からの見直しと、ソフトウェア的な発想が重要となる。
- ・ 一般に自然環境保全を訴える場合、2 つのパターンに分けられる。1 つは、人の手から自然を遠ざけることにより自然を保護しようという考え方。2 つは、自然と人間の共存共栄の道を探すという考え方。どちらも間違っていると言うわけではないが、二律背反的、対症療法的な解決方法になっていないか。
- ・ 私は N G O 活動を通して、日本人がまだ苦手としているマネジメントプログラムを河川管理において確立し、河川管理における自然保護や住民参加の問題に関しても、プログラムを実施して解決するのが望ましいと考えている。
- ・ 中間とりまとめの中に、河川管理者レンジャー制度というものがあり、ソフトウェア的取り組みとして非常に評価できる。しかし、職業化するなら、長年にわたって川や湖を守ってきた建設業の人達を置き去りにしないでほしい。
- ・ 建設業を中心に結成された C E S A は、環境アセスメント、地域の方との交流、発注者・企業・地域住民・N P O の連携支援、公共事業へのマネジメントシステムの導入促進などを目的に活動している N P O 団体である。河川レンジャーと似た取り組みを自主的に行ってきた。
- ・ 流域委員会で決められたことを実現するには、現場の担い手となる技術者や技術者とともに歩む地域の方の協力が必要である。既存の取り組みや技術を多いに活用していただきたい。

(主な質疑応答)

- 委員：現場の意見や技術が大切だとのことだが、これまでの活動の中で、実際に住民の意見を聴き、提案して改善できた具体的な事例はあるか。
- 発表者：米原駅前で、地域の住民が「トトロの森」を造られていて、その附近地が土砂崩れをおこした。修復のための技術は「トトロの森」にふさわしいものではなかったので、マネジメントプログラムを実施することで、地域の住民とその子ども達に修復事業に参加してもらい、法面に地域種を植えるなど現段階で可能な事業改善ができた。
- 委員：河川レンジャー制度には、積極的に参加を表明してもらってよいと思う。ただ、石組みなど自然を生かした本来の川づくりといった新しい技術の開発にも取り組んでもらいたい。
- 発表者：参加している業者もまだ少なく、期待に応えられるほどの技術はないが、これから努力していきたい。

足田忠夫氏(愛知川川づくり会議):「行政の縦割り、水質問題等について」

- ・ 昔は、祭りや消防、商店街の役員などの活動を通して若者が地域の街づくりに協力していた。生活に使う水を、つるべで汲み上げるのも子供の仕事だった。私は、地元で川づくりの会議に出るようになり、水は命の源であり、有り難みを感じるようになった。
- ・ 琵琶湖の水は、周辺の清流から流れ込む。昔は豊かだった川の水も、琵琶湖総合開発以降はダムや工場、レジャー施設の建設により、瀬切れや水枯れが起きている。私の家の近く(八日市)にもダムがあるが、農業用ダムであるため飲料には使えず、琵琶湖逆水と地下水の汲み上げで飲んでいる。
- ・ ダムのある川の水は、水が動かないため腐ってしまう。もはや、清流は琵琶湖に流れ込んでいない。そのためか、地域の人は水のない川から遠ざかってしまった。川で遊ばないし掃除もしない。
- ・ 平成2年、愛知川のダムがあふれて、一人が死亡するという災害が起こった。聞けば、農業用のダムなので、常に満杯にしておかねばならないという。ダムなのに治水の機能を持たせることもできない。特に川づくり会議に参加して、縦割り行政の限界を感じる。
- ・ フランスのセーヌ川の橋は一つ一つデザインが違い、橋にはデザインした人の名前が刻まれている。日本においても、地域の子供達が描いた夢の橋をもとにデザインし、名前を刻むくらいのことをすればいい。河畔の植樹も地域の人々の声を聞いて行えばよい。そうすれば、川に対する夢が持てるのではないか。

(主な質疑応答)

- 委員：土地改良について。地域の人々は自ら資金を出してまでやっているが、今のシステムでは水利用・水質ともに問題がある。改善するためには、地域での合意形成も必要だが、どうすれば合意できるだろうか。
- 発表者：排水が琵琶湖に流入する前に、水質浄化作用が働くようにしなければならない。まず、琵琶湖を汚さないために、まず水を腐らせないことだ。
- 委員：行政では農業、林業など縦割りになっているが地元では全てがつながっている。用排水分離については、補助金の関係で全国一律の方法を採用せざるを得なかった。30年前の行政的な決定のツケがまわってきている。やはり、地元から改善点について声をあげて要望を出すことが大事である。
- 委員：永源寺第2ダムの計画は賛成できない。もう、滋賀県にはそこにしか清流は残っていない。八日市市民も琵琶湖の水を飲んでいるのか。
- 発表者：八日市市では、琵琶湖の水と地下水をブレンドして飲んでいる。愛知川には、ダムがあるが、農業用のダムだから飲めない。大阪や京都など下流ならまだ

しも、八日市に住んでいるのに何故、琵琶湖のくさい水を飲まねばならないのか。ダム管理はもっと柔軟にすべきだ。

委員：水が動かないと腐るという話についてだが、腐ると言うより赤潮状態に近づくといったほうがよい。経験的に言えば、夏場はおおよそ1週間でプランクトンが発生し、冬場は2週間くらいか。ただ、最近はダムの滞留時間も考慮されているようだ。

竹田勝博氏（ヨシ業4代目）：「美しい湿地・内湖を取り戻したい」

- ・ 湿地は、神秘的で、静かで、じめじめして蚊や虫も多く、人々から嫌われ、価値がなく、開発によって目に見える経済生産性を高めることが良いこととされて、干拓、埋立開発されてきた。しかし湿地は、近年、地球上最も生産力が高い生態系であると言われ見直されている。また、広い食物連鎖と豊かな生物多様性から、生物学的にも貴重であり、水や化学物質の循環において、高い自然浄化能力を有している。
- ・ 湿地が持つ機能は様々である。種の多様性、文化的特異性、地下水の安定、洪水調節、岸辺の安定化や浸食防止、堆積物と毒性物質の貯留、栄養分の循環・貯留、気象の安定、水上輸送、レクリエーション、漁業、農業、水供給などである。
- ・ 内湖の多くは干拓され、また、琵琶湖も埋め立てられた。その結果、両方の干拓面積を合わせると、瀬田川洗堰の放水量毎秒30m³/sで、20日分に匹敵する計算となるが、それだけ琵琶湖の保水面積が小さくなっている。また現在、小中の湖の干拓排水が西の湖に流されているが、濁水が堆積して浅くなって、浚渫している。非常にムダなことをしている。
- ・ ラムサール条約では、湿地の価値の評価、内地の復活が提言されている。干拓は農林サイドで進められてきたが、米余りで転作が増え、干拓の役割は終わった。干拓を内湖に戻し、自然が育む湿地・内湖の浄化力によって、豊かな自然を取り戻したい。

（主な質疑応答）

委員：勉強になった。小中の湖の水が西の湖へ汲み上げられているとの話があったが、本当か。

発表者：毎日泥が入っておりそれを浚渫している。西の湖には流入河川が少なく、水の流れや循環機能が働かないため、浮遊物が沈殿してしまう。こういう問題も含めて、対策を考えていただきたい。

委員：早崎内湖や津田内湖など、内湖を再生する取り組みが行われているが、竹田さんから見て回復に適した場所は他にあるか。例えば、大中の湖の場合は、既に農家が400件ほどあるため回復は難しいと思う。

発表者：確かに津田内湖は、回復に非常に適した場所である。農家の問題については、生産調整が行われているし、転作面積を減らすことも必要。極論だが、農地を買い上げてでも自然環境を守るといような取り組みをしてもよいと思う。人間が行ってきた過去のあやまちを、根本から考え直す時期に来ているのではないか。

三田村リーダーの提案により、会場に来られていた一般傍聴者に、飛び入りでの意見発表を募り、その結果3名の方から希望を受け付けた。発表者席にて、順に各10分程度意見発表が行われたあと、参加者全員による意見交換が行われた。

北村又郎氏（高月町長）：「高時川沿岸の治水・利水対策を」

- ・ 20世紀後半の反省点は多々あるが、大きく変化した自然環境を無視して、そのまま元の自然に戻そうという考え方には無理がある。
- ・ 国土交通省のデータによると、時間雨量100mm以上の降雨を記録した大雨は、平成5年までは2~3年に1回の頻度だったが、平成6年以降は、年間で10回程度になっ

ている。治水対策における住民の不安が増している。

- ・ 高時川沿岸は、昔から洪水に悩まされてきた。利水は地下水に頼っているため、夏場は湧水を繰り返している。沿岸の住民の生活を守るために、ダムは必要である。また、上流にダムをつくり一定量の水を流してもらえれば、魚も棲めるようになるのではないか。
- ・ ダムを作らず堤防強化で洪水対策を行っても、高時川の全長約 40 km の堤防を全て改修すると、県の 2 ヶ所の土木事務所の年間予算で 1000 年もかかるという試算がある。こんな話を聞くと、住民の不安は増すばかりだ。
- ・ 私には町長として地域住民の安全と安心を確保しなくてはならない責務がある。環境保全も大切だが、現実の問題を考えれば、治水・利水も大切であることを、再認識してほしい。

酒井研一氏（滋賀県議会議員、湖北土地改良区理事）：「丹生ダムは治水・利水上必要」

- ・ 高時川は暴れ川である。昭和初期に高時川を改修したが、当時百姓だった私の父は、地域の皆さんと大不況のおり、毎日河川改修へ足を運び、蛇行していた河道に砂を盛り堤防を作った。今の堤防は当時のもので、非常に脆く、地域住民が必至に守ってきた。今日までよく持ち耐えていると思う。
- ・ また、高時川の下流では、河川の下に田川カルバートにて流れる全国にない天井川であり、堤防が屋根よりも高く、一度氾濫すると大変な被害を被る。このような状況では、住民は安心して暮らせない。
- ・ 琵琶湖は、近畿 1400 万人の水がめである。滋賀県は、琵琶湖の水位を下げ下流の府県に水を供給している。湧水になっても大きな被害が出るし、洪水になっても瀬田川洗堰の放流を止めるため、浸水被害が出る。県民は、苦しみを積み重ねてきた。
- ・ 自然環境の保全も大切だが、環境を考えるならば生活環境や福祉環境など、地域住民の生命、財産を守る全ての環境を重点に考えていただきたい。丹生ダムの実現によって、治水、利水の不安を解消したい。これが、地元住民・先祖伝来の永年にわたる願いであり、私達住民は意見を引き継いでいる。

鳥塚五十三氏（南浜漁業協同組合代表理事組合長）：「漁業者と農家の利害調整を」

- ・ 平成 13 年、姉川では 54 億尾、石田川で 68 億尾、琵琶湖へ流入する河川管理者で総産卵量 170 億尾が、水産試験場がまとめたアユのふ化、流下尾数の実績である。
- ・ かつては、110 億尾を誇った河川でも、現在は維持流量がまったくない。本年度あたりはたまに雨が降ると魚が遡上して産卵を始めるが、すぐに瀬切れが起こり、ほとんどが死ぬ。その死んだ魚を鳥が食べる。
- ・ 地球規模の異常気象を目の当たりにしている昨今、洪水時や湧水時の問題も含めて、いかにして互いの利害を調整しつつ、共存すべきかを考える必要がある。
- ・ 農業排水の問題は、濁水のリサイクル施設を作れば解決できる。また因果関係はまだはっきりしないが、農薬の問題も深刻だ。ここ 10 年くらいは、田植えが終わり除草剤が撒かれた後である 6 月ごろから 7 月まで、変形した魚が現れている。このことは、私の会社において、県外のダム湖で琵琶湖より放流された稚アユが産卵ふ化し、自生しているアユを採捕して、アユの冷水病なり変形魚を比較してすでに実証済みである。
- ・ 頭首工では、非かんがい期においても、維持管理用水という名目で多量の水が取水されている。用水路では水があふれているのに、本流では瀬切れが起こる。これはほとんど琵琶湖へ流入する一級河川でおきている。こんな不合理な話を通るような状況で、水利権優先も含めて見直していただかないと、本当に河川整備計画が成り立つのか、考えてもらいたい。

（主な質疑応答）

足田氏：私は愛知川の会議に出て、会議資料がすべてコンサルタント会社によって作ら

れていることを知った。説明もコンサルタント会社が行い、県事務所は開会と閉会をやるだけ。資料の出元を県の人に尋ねても知らない。これでは何も変わらない。ダムに賛成するなら、どうすれば皆が共存できるかを考えるべきだ。すべてコンサルタント会社の思いどおりではないか。金儲けを取るのか、人間の生命をとるのか。もっと知恵を出し、原点に戻って考える必要がある。

北村氏：歴史に残っているだけでも400回の洪水があった。祖先が苦しんできたことを、子供達にこのまま伝えていいのか。これがダムが必要だとする理由の原点である。丹生ダムは、愛知川の農業用ダムとは状況が違う。

酒井氏：ダムは昔からの願いだ。高時川の下流は、洪水期には橋のすぐ下まで水が来ている。堤防は貧弱だ。かといって堤防強化も河床掘削もできない。やはりダムしかない。地域の住民の生命、財産を守ることも考えてほしい。

委員：たしかに歴史的な洪水については認識している。ただ、丹生ダムの目的として大半は利水にウエイトが置かれており、洪水期でも治水は23%である。実質下流が生命線を握っているため、上流の人が思うような操作はできない。そう考えると、ダムを作らない治水対策や異常渇水時の水補給を考える必要がある。

酒井氏：滋賀県には利水ダムはほとんどない。地下水は工場が利用するため無理である。ダムがあれば維持用水が保たれる。丹生ダムがないと県民の利水は成り立たない。新しい時代の水質を守るダムにすればよい。

委員：河川を巡る議論は、琵琶湖の変化から考えることが重要である。長期的に琵琶湖の保全と治水・利水も含めた人の営みをどうするか。全てを一体として慎重に考える視点が重要である。

鳥塚氏：琵琶湖のアユの種苗は全国で買われ、一時は75%のシェアを持っていたが、今は40%にまで下がった。琵琶湖の水質悪化で鮎苗の評価が下がったその上に、ダムの水では魚は生き残れない。かと言って、渇水では漁業者は困る。近代技術を用いて水質を改善しないと漁師は生き残れない。

委員：酒井、北村両氏にお聞きしたい。丹生ダムの完成が余呉町の昔からの願いであることは知っている。しかしそれは、子供達には伝わっているのか。また、子供たちもダムの完成を願っているのか。

北村氏：子供達との話し合いは意図的にはやっていないが、学校の教材に洪水の歴史等が描かれている。

酒井氏：土地改良区では、首取工の見学など子供達の教育に関する行事を行っている。改良区の役割や水質保全の必要を教えている。また、親の世代は、水防の経験もあるし、子供達には伝わっているはずである。

4 一般傍聴者から意見聴取

一般傍聴者からの意見はなかった。

5 本日の試行の会についてのまとめ

- ・今回は飛び入りで意見発表者を募ったが、3名の方から申し出をいただいたことは非常に良かったと思う。意見聴取の在り方の1つの手本になったと思う。
- ・現地で意見交換をやる際もフリーディスカッションの場は必要だと考えられる。本日もいただいた貴重な意見は、できるだけ提言の中に盛り込んでいきたい。
- ・各委員には、計2回の試行を踏まえ、望ましい意見聴取の在り方や改善すべき点等をお書き頂き提出願いたい。

以上

本資料は現地対話集会の概要をお伝えするため作成したものです。

第 20 回琵琶湖部会（2002.12.14 開催）結果概要（暫定版）

03.1.16 庶務作成

開催日時：2002 年 12 月 14 日（土） 13：30～16：40

場 所：ピアザ淡海 3 階 大会議室

参加者数：委員 14 名（うち 1 名は部会長の要請により参加）、河川管理者 16 名、一般傍聴者 79 名

1 決定事項

- ・特になかった。

2 審議の概要

委員会および各部会の状況報告

資料 1-1「委員会および各部会、WG の状況」をもとに活動状況等について報告が行われた。

提言（案）に関する意見交換

今本委員（最終提言作業部会リーダー）より、資料 2-2「淀川水系流域委員会 提言（案）（修正案 021129 版）」及び資料 2-2 補足「提言素案 021113 版から 021129 版への主な修正点について」をもとに説明が行われた後、意見交換が行われた。また、4-7、4-8 については三田村委員（一般意見聴取 WG リーダー）より、節構成の変更予定について説明が行われた。主な意見は下記のとおり。

< 4-6 ダムのあり方について >

- ・ 昨日の淀川部会では、「原則として抑制」という表現を修正せよ、という意見が圧倒的に多かった（淀川部会で出された意見等をもとに該当部分を「原則として建設しない」とした他、数カ所に修正を加えた私案を配布して説明）。（今本リーダー）
- ・ 私案の修正方向を指示する意見が数名の委員から出された。
 - ・ 「建設しない」という表現の方が明確でわかりやすい。どうしても必要である場合の手続きについても示されているので良いと思う。
 - ・ 今後の日本へのインパクトを考えると私案のように言い切るべき。
 - ・ 3-2 環境の理念を受けて考えると、ダムはまずはつくらない、としてその理由、その後に現実的な対応を書く修正試案の考え方がわかりやすい。
 - ・ 望ましい河川のあり方を提言するのに、「抑制」という言葉は、本来ダムが一番だが制約があるから避けると言う意味にとれるため、適切でない。
- ・ 始めから一つの案を除外してしまうのは科学的方法ではない。ダムは現在の治水対策で有効な方法の一つだ。代替案の一つとして残すためにも現在の表現である「できるだけ抑制する」にしてほしい。
- ・ 「計画・工事中のダム」についても記述すべき。過去、突然上から決められたダム計画によって地域社会が崩壊した。今、また突然の中止が起これば再度社会が崩壊する。それを避ける配慮が必要。

< その他の箇所について >

- ・ 4-15 ページの「魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」という記述を修正したい。現実として、放流しなければ内水面漁業は成り立たない。
- ・ 2-3「利水の現状と課題」のなかの「湯水頻発化の傾向」という記述が、琵琶湖の

低水位と濁水が混同されているために分かりにくい表現になっている。修正案を出したい。

- ・ 水利権は利水の根本原則であり、今後はこの原則の見直しが必要だと思う。4-5「河川利用」ではなく、ぜひ4-4「利水計画のあり方」で水利権問題の検討の必要性を記してほしい。

一般意見聴取・反映について

資料3「部会におけるこれまでの意見聴取・反映に関する取り組みについて」をもとに、今後の一般意見聴取の試行について、意見交換が行われた。その結果、各委員や傍聴者に一般意見聴取の良策を文書で庶務に提出してもらうこととなった。

一般からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「グライダーは環境に負荷が少ない河川利用である」旨の発言があった。

3 その他（今後の進め方について）

- ・ 資料4「今後の進め方および会議開催日程について」をもとに、庶務より、提言（案）とりまとめと河川整備計画について、今後予定されている進め方などの説明が行われた。
- ・ 資料5「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」について、河川管理者（近畿地方整備局）より、資料の位置付けや見方について以下の説明が行われた。
 - ・ 本資料は河川整備計画原案ではない。河川整備計画策定に向けた検討の経過をとりまとめた現状報告である。1/24に行う原案（第一次素案）の説明に向けてご一読をお願いしたい。
 - ・ 検討の流れに沿って、表の左の列から、課題 方針 具体の整備内容、の順に並べている。
- ・ 次回以降の部会として来年1月下旬～2月上旬と、2月下旬～3月上旬にそれぞれ1回を予定する。

4 主な意見

最終提言に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーである今本委員より、提言素案021113版から021129版への修正点を中心に説明が行われた後、最終提言に関する意見交換が行われた。また、4-7、4-8章については三田村委員（一般意見聴取WGリーダー）より説明があった。

< 提言素案021113版から021129版への主な変更点 >

- ・ 目次構成を環境 治水 利水 利用という順序に変更し、それに伴って環境等について書き出し等の文章を修正した。河川法改正にともない、環境を重視しようというスタンスである。
- ・ 「3-3 新たな治水の理念」では、水害による壊滅的被害の回避に加え、水害の危険のあるところは治水安全度を高めること、自然環境を考慮した治水を行うことについても記述を加えた。
- ・ 「4-6 ダムのあり方」についてはダム建設について「原則として抑制する」という記述を採用した。「流域住民」という記述を「住民団体・地域組織を含む住民」という記述に改めた。計画・工事中のダムについての記述を削除したが、これはいかなるダムにも「4-6 ダムのあり方」を適用するという考え方に基づく。
- ・ 「4-7 住民参加のあり方」の「(3)関係団体、自治体、他省庁との連携」については、充実し節として独立させる予定。
- ・ 「4-8 河川整備計画策定時、策定後に河川管理者が行うべき施策」に関する記述を新たに加えた。この部分は021129版ではじめて出した部分なので、意見を頂きたい。
- ・ この内容については同意できないという意見を少数意見として出して欲しい。あわせて

表現等への修正意見も出して頂ければ、できるだけ対応したい。

主な意見交換

<2-1 河川環境の現状と課題>

- ・生物生態系およびその機能を損なう主要な原因の一つとして、提言素案の 021113 版では「固有種、希少種、猛禽類、河川特有の植生等の減少、外来種の増加」と記されていたが、修正案の 021129 版では「外来種の増加」と修正されている。固有種等の減少は事実で、外来種の増加だけを記すのはバランスが悪いと考える。両方記述すべき。
原因の記述に絞るという意味で、外来種の増加だけを残した。
元の記述にある「減少」とは、種数の減少を指すのか。それとも現存量の減少なのか。
一部の固有種については明らかに生息個体数が減っているなので、生息個体数という言葉を入れた修正案を出したい。
元の記述の「固有種、希少種、猛禽類、河川特有の植生等の減少」は結果であり原因でもあるので記述に含めるべき。
生物生態系という表現もここでふさわしい表現か疑問。

<2-3 利水の現状と課題>

- ・2-5 ページに「1918 年から 2001 年までの 84 年間に 8 回、1978 年から 2001 年までの 24 年間に 6 回の渇水が発生するなど、渇水頻発化の傾向が見られる」と記述されているが、参考資料 1 で一般の方から寄せられている意見を見ると、最近渇水が頻繁に発生しているかどうか疑問に感じた。もう少しわかりやすく書くべき。
「渇水頻発化の傾向」という記述が、琵琶湖の低水位と渇水が混同されているために分かりにくい表現になっている。修正案を出したい。

<4-5 河川利用のあり方>

- ・4-15 ページの「魚が減れば、稚魚などを放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」という記述を訂正したい。現実として、放流しなければ内水面漁業は成り立たない。明治以降の内水面漁業は放流なしには成り立たなかった面があるので、その意見に賛成する。
「魚の数が減ればとにかく入れればいい」という安易な考え方は改めるべき、という考えを文章として残すべきだ。表現を少し変えても残す方がよいと思う。
- ・水利権は利水の根本原則であり、今後はこの原則の見直しが必要だと思う。4-5「河川利用計画のあり方」ではなく、ぜひ 4-4「利水計画のあり方」で水利権問題の検討の必要性を記すべき。文章で提出したい。

<4-6 ダムのあり方>

- ・昨日の淀川部会では、「原則として抑制」という表現を修正せよ、という意見が圧倒的に多かった（淀川部会で出された意見等をもとに該当部分を「原則として建設しない」とした他、数カ所に修正を加えた私案を配布して説明）。（今本リーダー）
- ・私案の修正方向を支持する意見が数名の委員から出された。
 - ・「建設しない」という表現の方が一般の人に対しても明確でわかりやすい。どうしても必要である場合の手続きについても示されているので良いと思う。
 - ・今後の日本へのインパクトを考えると私案のように言い切るべき。
 - ・「3-2 新たな河川環境の理念」を受けて考えると、ダムはまずはつくらない、としてその理由、その後現代的な対応を書く修正私案の考え方がわかりやすい。
 - ・望ましい河川のあり方を提言するのに、「抑制」という言葉は、本来ダムが一番だが制約があるから避けるという意味にもとれるため、適切でない。
- ・始めから一つの案を除外してしまうのは科学的方法ではない。ダムは現在の治水対策で有効な方法の一つだ。代替案の一つとして残すためにも現在の表現である「できるだけ抑制する」にしてほしい。
- ・「計画・工事中のダム」についても何らかの記述をすべき。過去、突然上から決められた

ダム計画によって地域社会が崩壊した。今、また突然の中止が起これば再度社会が崩壊する。それを避ける配慮が必要。

- ・例えば、工事をやめる場合の仕組みや住民への対応についても記述が必要ではないかと思う。
- ・我々はダム建設を全部止めるべきと言っているわけではない。提言では、「ダムはどうしても必要なら建設するが、これまでとは価値判断の仕方が変化した」旨を明確にすれば良いと思う。

住民意見聴取・反映に関する提言に関する意見交換

資料3「部会におけるまでの意見聴取・反映に関する取り組みについて」をもとに、これまでに実施された一般意見聴取の試行や今後の取り組みについて説明がなされ、意見交換が行われた。

- ・委員会の一般意見聴取WGにおいて住民意見の聴取・反映についてとりまとめた一部が提言案のなかに含まれているが、別途3月末を目途に小冊子としてとりまとめを行う予定にしている。それにあたり、河川管理者が実施すべき住民意見聴取方法の記述について悩んでいる。冊子を良いものとするためにも、琵琶湖部会においても住民意見聴取試行の会を行い、どんな方法が適しているのか検討したい。これまでの試行に対する意見などお聞かせ頂きたい。(三田村リーダー)
- ・30年後の整備計画にあたっては、その時代の当事者である現代の子どもたちの意見を聞くことが大事だろう。ただ、会議に出てくる子どもは大人の意見をそのままなぞる子が多いなど、子どもから意見を聴くのは難しい。

私たちは子どもの意見が本物かどうかを見抜く力を持っていない。本当の声を聞き取るにはどうすればよいか。アイデアがあれば教えてほしい。(三田村リーダー)

どうやって価値のある意見や情報を頂くかはとても難しい。悩みながら試行してみるしか無いのでは。

- ・意見を「聴く」ことで一番気になっているのは、「言わない人から聴く」ことをどうすれば良いか、という点。会議に参加されている人は、非常に積極的に発言するという意味ではごく一般的な住民とはやや異なるのではないかと個人的には考えている。何かアイデアがあれば教えてほしい。(三田村リーダー)

ものを言わない人にどうやって話してもらおうかについては、写真や地図を使う、現場に行く、など幾つかの手法がある。

- ・住民意見聴取の際、対象とする住民の範囲を決めておく必要がある。
- ・いろいろな方法を試してみる以外に手が無いと思っている。極端なものでも良いので委員がそれぞれ1案ずつくらい出してみてもどうか。やってみる、ということがあっても良いと思っている。(部会長)

意見聴取に関するさまざまな意見を皆様からいただき、それらを集約したうえで、できるだけ早めに試行の会を開くことが良いかと思う。(リーダー)

委員をはじめ、会議を傍聴している人も、意見聴取の良策を意見として寄せてほしい。(部会長)

一般傍聴者からの意見聴取

グライダースポーツは高水敷に施設を作らず、既存空間を利用するにすぎないので、環境負荷は極めて少ない。流域委員会の基本理念には賛同している。環境に優しいグライダーを楽しむ人たちの道を閉ざすことのないよう、利用実態を考慮し、高水敷利用の記述を見直してほしい。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第 20 回淀川部会(2002.12.13 開催) 結果概要(暫定版)

03.1.16 庶務作成

開催日時：2002 年 12 月 13 日(金) 13:30~16:40

場 所：京都市リサーチパーク 4 号館地下 1 階 バズホール

参加者数：委員 15 名(うち 1 名は部会長の要請により参加)、河川管理者 19 名、
一般傍聴者 147 名

1 決定事項

- ・特になし。

2 審議の概要

委員会および各部会の状況報告

資料 1-1「委員会および各部会、WG の状況」をもとに、活動状況等について報告が行われた。

提言(案)に関する意見交換

今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料 2-2「淀川水系流域委員会 提言(案)(修正案 021129 版)」及び資料 2-2 補足「提言素案 021113 版から 021129 版への主な修正点について」をもとに説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は下記のとおり。

<4-6 ダムのあり方について>

- ・「抑制する」という言葉は一般にはわかりにくく、不明確。「建設しない」「採用しない」などとはっきり書くべき。(同様の意見が大半の委員から出された)
- ・ダムを抑制する理由に、ダムの環境的影響だけでなく社会的影響についても記述すべき。
- ・計画・工事中のダムに関して、幅広い解釈を許すような記述は避けたほうがよい。2、30 年後まで考え、誰が読んでも誤解の生じない記述にすべきである。

委員より、「部会としての意見をまとめるべきでは」との提案があり、「抑制するという表現は上記の意見をもとに修正する」「計画・工事中のダムについても記述すべき」といった方向性が部会の場で確認された。なお、部会長から「正式には個々の委員が文書にして提出頂きたい」旨の要請があった。

<4-5 河川利用計画のあり方>

- ・4-15 頁の「魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」という記述を削除したい。現実として、放流しなければ内水面漁業は成り立たない。稚魚を放流しなくとも、漁業が成り立つような河川環境に戻していかなければならない。表現を修正する余地はあるが、記述そのものは残しておくべきだ。

一般からの意見聴取

一般傍聴者 4 名から、「自然のダムである琵琶湖の存在が、京都、大阪の発展を導いた。そのような点からダムは必要である」、「個々のダム計画を精査頂きたい」、「湧水地域に余剰水を回すシステム構築が必要」、「提言は偏った自然保護観の押し付けである」等の発言があった。

3 その他(今後の進め方等について)

- ・資料 4「今後の進め方および会議開催日程について」をもとに、部会長より、提言(案)とりまとめと河川整備計画について、今後予定されている進め方について説明が行われ

た。

- ・資料5「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」について、河川管理者（近畿地方整備局）より、資料の位置付けや見方について以下の説明が行われた。
- ・本資料は河川整備計画原案ではない。河川整備計画策定に向けた検討の経過をとりまとめた現状報告である。1/24に行う原案（第一次素案）の説明に向けてご一読をお願いしたい。
- ・検討の流れに沿って、表の左の列から、課題 方針 具体の整備内容、の順に並べている。

4 主な意見

提言に関する主な意見交換

最終提言作業部会リーダーである今本委員より、流域委員会提言（021129版）の修正点を中心に説明が行われ、続いて意見交換が行われた。

< 提言素案 021113版から 021129版への主な変更点 >

- ・目次構成を環境 治水 利水 利用という順序に変更し、それに伴って環境等について書き出し等の文章を修正した。河川法改正にともない、環境を重視しようというスタンスである。
- ・「3-3 新たな治水の理念」では、水害による壊滅的被害の回避に加え、水害の危険のあるところは治水安全度を高めること、自然環境を考慮した治水を行うことについても記述を加えた。
- ・「4-6 ダムのあり方」についてはダム建設について「原則として抑制する」という記述を採用した。「流域住民」という記述を「住民団体・地域組織を含む住民」という記述に改めた。計画・工事中のダムについての記述を削除したが、これはいかなるダムにも「4-6 ダムのあり方」を適用するという考え方に基づく。
- ・「4-8 河川整備計画策定時、策定後に河川管理者が行うべき施策」に関する記述を新たに加えた。この部分は021129版ではじめて出した部分なので、意見を頂きたい。
- ・この内容については同意できないという意見を少数意見として出して欲しい。あわせて表現等への修正意見も出して頂ければ、できるだけ対応したい。

< 4-6 ダムのあり方 >

- ・淀川部会の中間とりまとめ（「ダムは原則として採用しない」）からトーンダウンしている。

提言素案では、「原則として抑制する」としており、さらに「考える全ての実行可能な代替案の検討を行い、住民の社会的合意が得られた場合にのみ実施するものとする」となっている。中間とりまとめからトーンダウンしているとは思っていない。

「抑制する」という言葉は一般にはわかりにくい。明確に「建設しない」「採用しない」と書くべきである。

提言案では「抑制するものとし、」以下にも文章が続いているため、トーンが弱まっている。ここでははっきりと「採用しない」と言い切る形にして欲しい。

- ・計画・工事中のダムに関しても、「原則として抑制する」という視点から、明確に記述しておく必要はないか。現在のままでは、誤解が生じる恐れがある。

計画・工事中のダムに関しては、河川整備計画として流域委員会に諮問されるため、その段階で議論すればよいのではないか。

計画・工事中のダムに関して、幅広い解釈を許すような記述は避けたほうがよい。

2、30年後を考えて策定する計画なので、誰が読んでも誤解の生じない記述にすべきである。

提言素案 021129 版の「4-6 ダムのあり方」の記述が及ぶ範囲は限定されていないため、新規のダムだけではなく、計画・工事中のダムも含まれていると考えるべきだ。この表現に関する解釈を委員の統一見解として確定させておけば、提言素案を修正する必要はないだろう。

委員より、「部会としての意見をまとめるべきでは」との提案があり、“抑制するという表現は上記の意見をもとに修正する”“計画・工事中のダムについても記述すべき”といった方向性が部会場で確認された。なお、部会長から「正式には個々の委員が文書にして提出頂きたい」旨の要請があった。

- ・ダム建設を原則として抑制する理由として、自然環境への影響があげられている。しかし、ダムは自然環境を破壊するだけではなく、地域社会を分断・崩壊させ、歴史・文化やコミュニティをも消滅させてしまう。ダムを抑制する理由として、ダムが与える社会的影響についても記述すべきである。

これまでの大型公共事業は地域社会の犠牲の上に成り立ってきた側面がある。河川管理者から提出された「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」（資料5）にも、ダム建設に伴う社会的影響について記述されている。流域委員会としてこの問題を深く認識した上で、提言に記述すべきである。

- ・長野県で脱ダム宣言がされているが、ダムの代替を森林に求める場合には、その中の何%がしっかりとした森林土壌を持っているかということ把握してから判断すべき。適切な森林土壌が水源涵養機能に繋がる。緑があれば大丈夫という虚像を抱かないようにして頂きたい。
- ・森林の保水力には限界があると思うが、豊かな林相をつくりあげることが川にとっても重要だと認識している。

<4-5 河川利用計画のあり方>

- ・4-15 頁の「魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」という記述を削除したい。内水面漁業が衰退したのは、堰やダムによって河川の連続性が阻害されたことに原因がある。この記述は理屈としては理解できるが、将来、短期間で河川の連続性が回復されなければ、放流なしでは内水面漁業は成り立たないのが現実である。

稚魚を放流しなくとも、継続的に漁業が成り立つような河川環境に戻していきたいという趣旨である。表現を修正する余地はあるが、記述そのものは残すべきである。

<その他>

- ・提言案には、定義の曖昧な言葉が用いられている（「関係住民」や「委員会」等）。作画的に読み替えられないよう、整理する必要がある。
- ・今後、提言として書かれている「あるべき姿」とそれを実現するための「プロセス」に乖離が生じてくるだろう。だからこそ、提言で「あるべき姿」を明確に示し、「プロセス」を関係者間で調整していくことが大切である。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者4名から、提言案について、意見が出された。

- ・三重県青山町の町議会で「川上ダムの治水目的がなくなった」との発言があった。また、地元の一部では、利水面での必要性に関して疑問の声があがっている。今後の流域委員会では、個々のダム計画について具体的に精査頂きたい。
- ・自然のダムである琵琶湖の存在が、京都、大阪の発展を導いた。そのような点からダムは必要である。
- ・淀川水系では、琵琶湖総合開発以降、利水安全度は高まっており、水余りの状態にあ

ると言える。一庫ダムのように枯渇寸前のダムもあるが、こういった渇水地域に余剰水を回すシステム構築が必要である。

- ・川と人間の生活は密接に関わっている。提言では、川というものが人間とは違い世界、違う次元と流れていると考えているのではないか。また、川に対する期待にはさまざまなものがあり、本来の川の姿は1人1人異なるものである。本来の川の姿に戻せと言うのではなく、川に対する様々な期待を調整するのが委員会の役目ではないか。提言は偏った自然保護観を押し付けている。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第 17 回猪名川部会(2002.12.12 開催) 結果概要 (暫定版)

03.1.16 庶務作成

開催日時：2002年12月12日(木) 17:00～19:45

場 所：天満研修センター 205 ホール

参加者数：委員 10 名(うち 1 名は部会長の要請により参加)、河川管理者 10 名、
一般傍聴者 84 名

1 決定事項：特になし

2 審議の概要

委員会および各部会の状況報告

資料 1-1「委員会および各部会、WG の状況」をもとに活動状況等について報告が行われた。

提言(案)に関する意見交換

今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料 2-2「淀川水系流域委員会 提言(案)(修正案 021129 版)」及び資料 2-2 補足「提言素案 021113 版から 021129 版への主な修正点について」をもとに説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は下記のとおり。

(ア) 治水について、住民が参画した整備区間の優先順位の設定、現状の治水安全度の情報開示と周知を付け加えて欲しい。

(イ) 2-3「利水の現状と課題」について、“住民の大半が猪名川の水に依存していない”との表現は不適切ではないか。

下流部では、飲料水を猪名川ではなく淀川に依存しているところが多いという意味であるが、少なくとも農業用水の猪名川への依存度は高いと考えられるので、“住民の大半”という表現は改めたい。(リーダー)

- ・猪名川の自然に対する住民の認識に関して、1-4「猪名川流域の特性」と 2-4「河川利用の現状と課題」の記述内容に整合が取れていない。
- ・猪名川に関する記述部分は、全体に内容が薄く修正すべき点が多いと感じる。
- ・猪名川に関する記述は中間とりまとめが元になっている。修正意見を 25 日までに提出頂ければ、できるだけ反映したい。(リーダー)

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 4 名から、「提言(案)に対する委員意見の採択方法に関する委員意見について議論すべき」、「周辺の土地利用の変化も踏まえ余野川ダム計画の見直しが必要」、「計画・工事中のダムに対する記述も含めるべき」等の発言があり、主としてダムについて下記意見が出された。

- ・「計画・工事中のダム」について何も触れないのは違和感がある。(委員)
- ・「新規」「計画・工事中」を区別して記述せず、計画・工事中のダムが原案の中で具体的に示された段階で提言に示す「ダムのあり方」に基づいて検討すれば良いと考えている。区別して記述してもしなくても内容に変わりはない。(委員)
- ・現在の記述が「計画・工事中」も含んでいることが委員間で一致しているかが問題。(一般傍聴)

3 その他（今後の進め方等について）

- ・ 資料3「今後の進め方および会議開催日程について」をもとに、庶務より、提言（案）と取りまとめと河川整備計画について、今後予定されている進め方について説明が行われた。
- ・ 資料4「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」について、河川管理者（近畿地方整備局）より、資料の位置付けや見方について以下の説明が行われた。
 - ・ 本資料は河川整備計画原案ではない。河川整備計画策定に向けた検討の経過をとりまとめた現状報告である。1/24 に行う原案（第一次素案）の説明に向けてご一読をお願いしたい。
 - ・ 検討の流れに沿って、表の左の列から、課題 方針 具体の整備内容、の順に並べている。

4 主な説明と意見交換の内容

提言に関する意見交換

今本委員（最終提言作業部会リーダー）より、資料2-2「淀川水系流域委員会 提言（案）（修正案 021129 版）」及び資料2-2 補足「提言素案 021113 版から 021129 版への主な修正点について」をもとに説明が行われた後、意見交換が行われた。

< 提言素案 021113 版から 021129 版への主な変更点 >

- ・ 目次構成を環境 治水 利水 利用という順序に変更し、それに伴って環境等について書き出し等の文章を修正した。河川法改正にともない、環境を重視しようというスタンスである。
- ・ 「3-3 新たな治水の理念」では、水害による壊滅的被害の回避に加え、水害の危険のあるところは治水安全度を高めること、自然環境を考慮した治水を行うことについても記述を加えた。
- ・ 「4-6 ダムのあり方」についてはダム建設について「原則として抑制する」という記述を採用した。「流域住民」という記述を「住民団体・地域組織を含む住民」という記述に改めた。計画・工事中のダムについての記述を削除したが、これはいかなるダムにも「4-6 ダムのあり方」を適用するという考え方に基づく。
- ・ 「4-8 河川整備計画策定時、策定後に河川管理者が行うべき施策」に関する記述を新たに加えた。この部分は 021129 版ではじめて出した部分なので、意見を頂きたい。
- ・ この内容については同意できないという意見を少数意見として出して欲しい。あわせて表現等への修正意見も出して頂ければ、できるだけ対応したい。

意見交換

- ・ 「順応的」という言葉が各所に見られ、それらの言葉の捉え方をどう考えるかという意見が以前からあったが、対応はどうなっているのか。
各執筆担当者と相談のうえ、場所によっては「弾力的に対応する」などの言葉に書き改めたい。
- ・ 高規格堤防の構築には多額の経費を要するが、具体的な工事の優先順位をどうするのか。住民参加を訴えている提言なのだから、優先的に工事を行う場所についても住民の意見を反映した形とするなど、段取りに関することも書き加えたほうがよいのではないか。また、破堤の輪廻が起きている原因として、治水安全度が向上し被害が軽減した結果として、住民が十分に治水安全度を知らされていないこともあると思われるため、河川区間ごとの現在の治水安全度についての情報開示に関する文を加えるべきである。
- ・ 猪名川流域の特性や現状に関する記述部分は、全般に内容が薄く、修正すべき点が多いと感じる。例えば環境面で、これまでの河川整備の中で河道改修により、切り離され残された区間が、現在では貴重な緑や親水空間になっていることも加えてはどうか。

- ・ 猪名川の自然に対する住民の認識に関して、1-4「猪名川流域の特性」と2-4「河川利用の現状と課題」の記述内容に整合が取れていない。
- ・ 2-5「利水の現状と課題」で、「流域住民の大半が猪名川の水に依存してない」との表現は不適切ではないか。
猪名川ではなく淀川から取水した水を飲んでいる住民が多いとの意味であったと思う。
阪神間の住民を考えると、猪名川の流域に近くありながら、淀川から水を引いているというイメージがあったので、「猪名川だけに依存していない」という感じで捉えていた。
感覚的な話で申し訳ないが、上流に比べると、下流では淀川からのものがかなり多いと思うので、上下流での違いもあると思う。(河川管理者)
同じ所に「大半の住民は渇水被害の経験が少なく」とあるが、農民にとっては、渇水は毎年のように起こっている。「大半の」という表現は不適切ではないか。
下流部では、飲料水を猪名川ではなく淀川に依存しているところが多いという意味であるが、少なくとも農業用水の猪名川への依存度は高いと考えられるので、“住民の大半”という表現は改めたい。(リーダー)
- ・ 4-7「住民参加のあり方」の中に、「住民活動団体」という表現があるが、4-6「ダムのあるあり方」のところにも同じような記述があるので、同じ内容を示しているのであれば、同じ文言を統一する方がよいのではないか。
4-7、4-8の執筆担当者と調整中である。(リーダー)
- ・ 4-7(2)「住民団体・地域組織等との連携」の部分については、実際にその仕組みを作り上げるためには、NPO等の立ち上げを実施する具体的団体や組織の位置づけを考えないと具体化するの難しいのではないか。
- ・ 猪名川に関する記述は中間とりまとめが元になっている。修正意見を25日までに提出頂ければ、できるだけ反映したい。(リーダー)

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者4名から発言があり、主にダムの問題に関して委員から意見が出された。

- ・ 資料2-4の最後に、委員から、提言素案への委員意見の採用に関する意見(注)が掲載されているが、この意見について今ここで議論すべきではないか。(傍聴者)
注)寄せられた委員の意見のうち、2:1で明らかに少数となっている方の意見が採用されている部分があるが不自然ではないか、と言う意見。
この部分は最終提言作業部会で審議した結果、この表現を採用した(リーダー)
単に意見を出している委員のみがそう考えているだけではなく他の委員も同様な意見を持っている場合もあるので、重要な論点については全委員に対して意見照会やアンケート等を行うことも考えて欲しい。(委員)
- ・ 計画中・工事中のダムについては、河川管理者から整備計画原案が提示された後に検討されるとのことだが、余野川ダムについては、20~30年先を見据え、周辺の土地利用のあり方と水需要の予測を十分に再精査して、慎重にご検討いただきたい。(傍聴者)
「計画中・工事中のダム」について何も触れないのは違和感がある。なぜ、記述しないのか、そう決まった経緯を知らせないと、傍聴者も納得できないのではないか。(委員)
“ダムはできるだけ避ける”というスタンスを取ることが委員会の総意と思っている。「計画中・工事中」といってもどの段階をもって計画というのか明確でない面もあるので、ここでは敢えて「新規」と「計画中・工事中」のダムを区別して記

述せず、計画・工事中のダムが河川整備計画原案の中で具体的に示された段階で提言に示す「ダムのあり方」に基づいて検討すれば良いと考えている。新規ダムと計画・工事中のダムを区別して記述してもしなくても“ダムはできるだけ避ける”内容に変わりはない。(リーダー)

計画・建設中のダムについてはこれから委員会で検討するのだから、これからダムを計画するのなら、まずこういうプロセスを踏むべきである、ということを提言することが重要と考えたので、計画・建設中のダムについての文言を盛り込むことにはこだわらない、と考えた。(委員)

これまでに計画中のダムの説明を河川管理者から受けてきたし、提言の中でも、一部、「計画中・工事中のダム」の存在が示されている。やはり、提言の中に含めるべきではないか。(委員)

「計画・工事中」のダムについても記述すべき。普通に読むと将来的なことが書かれてあるように読める。

各流域の特性のところ、「計画・工事中のダムとして余野川に余野川ダムがある」とはっきり書かれている。ダムのあり方のところで計画・工事中のダムを除外するのは、少数意見かもしれないが反対したい。

ダムのあり方に関する現在の記述は、「計画・工事中」も含んでいると読めるが、そのことが委員間で一致しているかが問題ではないか。また、この提言の内容を受けて計画・工事中のダムの計画が見直されるのであれば、その方向がはっきりするまではダム建設の工事をストップさせるという保証がほしい。整備計画を議論している間にどんどん工事が進んでしまうことがあれば流域委員会の議論が無意味になってしまう。(傍聴者)

この提言のダムのあり方を参考として余野川ダムを考えると河川管理者は受け取っているのか。それによっては計画・工事中のダムの議論は変わると考えている。(委員)

提言や部会の議論を受けて、河川整備計画をこれから考えていく。(河川管理者)

- ・ 尼崎市では、水需要予測を見直す方向で進んでいる。また、余った工業用水を活用することで、余野川ダムや丹生ダムに依存する計画を見直せないかという検討が内部的ではあるが行われると思っている。尼崎市の水需要を見直すだけで、例えば余裕量を10%見たとしても余野川ダムの貯水量が見直せると思うので、提言についてもそのあたりの数字までもう少し踏み込んだ内容にしていきたい。(傍聴者)
- ・ 余野川ダムは、一庫ダムと比較してほぼ同程度のコンクリートを使うが、総貯水量は53%に過ぎないなど投資効率の悪いダムではないか。余野川ダムに投資する費用を総合治水に回すべきである。(一般傍聴)

※ 説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。